第5章 文化芸術立国の実現

総論

文化庁は、総合的な文化行政を推進するための機能強化と京都への本格的な移転に向けた 取組を進めています。具体的には、文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実を進めるとと もに、文化芸術を通じた共生社会の実現、イノベーションの創造や国家ブランドの構築を目 指し、様々な施策を展開しています。また、国語・日本語教育に関する施策の推進、著作権 施策の展開、宗教法人制度の運用等、様々な取組を行っています。

** 文化芸術推進基本計画(第 1 期)と 文化庁予算及び組織について

■ 文化芸術推進基本計画(第 1 期)について

文化芸術推進基本計画(第1期)は、文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策の 総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年3月に閣議決定されました。

基本計画においては、文化芸術基本法の精神を前提としつつ、文化芸術の「多様な価値」 (本質的価値及び社会的・経済的価値)を創出して未来を切り拓くため、中長期的な視点か らの四つの目標(「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」)を定めました。さらに、これらの 目標を中長期的に実現するため、5年間(対象期間:平成30年度から令和4年度)の文化 芸術政策の基本的な方向性として、六つの戦略と、それぞれの戦略に対応した基本的な施策 として、関係府省庁の施策や文化芸術基本法において基本的な施策に例示として追加された 事項を含め、約170の施策を盛り込みました。

引き続き関係府省庁をはじめ各関係機関との連携及び協働を図りながら、基本計画に基づ き必要な取組を進めていきます。

2 文化庁予算及び組織について

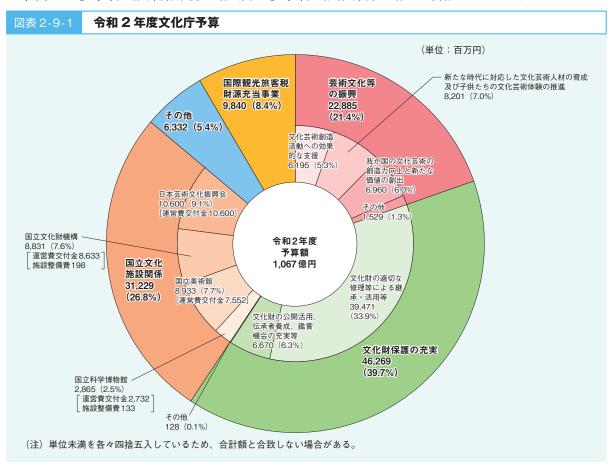
令和2年度文化庁予算においては、首里城の火災を踏まえ、災害等から文化財を護るため の防災対策や文化財の確実な継承に向けた保存・活用の促進、舞台芸術などの文化芸術の創 造活動や、文化芸術人材の育成及び子供たちの文化芸術体験の推進、文化振興の拠点として の博物館活動への支援など文化発信を支える基盤の整備・充実など、対前年度0.1億円増の 1,067億円を計上しています。(図表 2-9-1)

このほか、国際観光旅客税財源を活用し、「日本博」を契機とした観光コンテンツの拡充 など、文化資源の磨き上げによるインバウンドのための環境整備を行います。

加えて、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行等を踏まえ、第1次か ら第3次までの補正予算(計1,171億円)が成立しており、コロナ禍における文化芸術活動 支援や子供たちの芸術の鑑賞・体験等への支援をはじめ、文化芸術活動の再開・継続・発展

に向けた取組や、文化財の防火・防災、修理・整備対策をはじめとする国土強靭化や災害復 旧に向けた取組が計上されております。

また、文化庁として新たな政策課題にスピード感をもって適切に対応していくため、令和 2年度から参事官(文化観光担当)及び参事官(食文化担当)を新設しました。



3 文化庁の京都移転について

平成30年6月に「文部科学省設置法」等を改正し、その附帯決議において、「文化庁が京 都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京 都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告す ること」とされました。既に平成29年度から先行移転として京都に設置している「地域文 化創生本部」で一部職員が執務を行っており、さらに令和元年度及び令和2年度の臨時国会 期間中には、移転予定部署の職員が京都において、本格的な移転を見据えた業務のシミュ レーションを行いました。

京都府において令和4年8月下旬を目指し整備している新庁舎の竣工後、同年度中の文化 庁の業務開始を目指し引き続き京都府・京都市や関係省庁、地方創生や観光などの関連分野 とも連携しながら取組を進めていきます。

* 2 m 東京オリンピック・パラリンピック 競技大会に向けた文化プログラム

11 文化プログラムの展開について

文化の祭典でもある2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会*1 (以下、「東京2020大会」という。)は、魅力ある日本文化を世界に発信・地域の文化資源を掘り起こし・地方創生や観光振興の実現にもつなげる絶好の機会となります。

こうした中、東京2020大会に向けて、「東京2020文化オリンピアード」や「beyond2020プログラム」といった文化プログラムの取組が進められています(図表 2-9-2)。これらは大会ビジョン等を踏まえ、日本文化の再認識と継承・発展、次世代育成と新たな文化芸術の創造、日本文化の世界への発信に資する取組や、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出を見据えた取組に対して認証を行うものです。

これらの取組を通して、我が国の文化芸術が一層振興され、更に日本全国で東京2020大会の機運が大いに高まることが期待されています。

図表 2-9-2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの枠組

東京2020大会に向けた文化プログラムの枠組

	東京オリンピック・パラリン	中央省庁、地方自治体		
	東京2020文化	オリンピアード		
プログラム	東京 2020 公認 文化オリンピアード	東京 2020 応援 文化オリンピアード	beyond2020 プログラム	
	「オリンピック憲章」に基づい て行われる公式文化プログラム	「オリンピック憲章」に基づいて 行われる公式文化プログラム	2020年以降を見据え、レガシー 創出に資する文化プログラム	
概要	東京大会の主なステークホルー 等が大会ビジョンの実現に相応 しい文化芸術性の高い事業を実	非営利団体等がオリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業を実施。	営利・非営利を問わず多様な団体が実施。 ※オリンピック・パラリンピッ	
	施		クの文言使用は不可	
実施主体	組織委員会、国、開催都市、会 場所在地方公共団体、公式スポ ンサー、JOC、JPC	会場所在地以外の地方公共団体、 独立行政法人を含む非営利団体	文化オリンピアードの実施主体 に加えて、公式スポンサー以外 の企業も対象	
ロゴマーク	文化 オリンピアード TECH DESS TRETOLES	TSKYO3259 文化 オリンピアード	beyond 2020	

2 文化庁における取組について

文化庁では、「日本博」を始めとした文化プログラムを全国各地において展開し、日本の 多様な文化資源や観光資源の魅力を国内外へ積極的に発信しています。

また、文化プログラムへの参加促進等を目的として、シンポジウムを開催するとともに、全国各地の文化プログラム等の情報を広く収集し、インターネット上で管理・集約する「文化情報プラットフォーム」やその情報を基にした文化プログラム総合ポータルサイト「Culture NIPPON」の試行的な運用にも継続的に取り組んでいます。

^{*1} 令和 2 年 3 月 30 日に、東京オリンピックは令和 3 年 7 月 23 日から 8 月 8 日に、東京パラリンピックは同年 8 月 24 日から 9 月 5 日に開催されることが決定されました。

「日本博」は、東京2020大会を契機とする文化プログラムの中核的事業として、関係府省 庁や地方公共団体、文化施設、民間団体等の関係者の総力を結集し、縄文時代から現代まで 続く日本の美を各分野にわたって体系的に展開していく大型プロジェクトです。「日本人と 自然 | という総合テーマの下に、各地域が誇る様々な文化資源を年間通じて体系的に創成・ 展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進し、インバウンド需要回復や国 内観光需要の一層の喚起、「文化芸術立国」の基盤強化、文化による「国家ブランディング」 の強化等を図ります。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響を大きく受けましたが、会期や内容の変更に柔 軟に対応しつつ、国内外の多くの方々が自宅等でも日本博を楽しむことができるよう、日本 博公式ウェブサイトに「デジタルギャラリー」を開設する等、多様な映像コンテンツの制 作・発信等にも積極的・戦略的に取り組んできました。



「日本博皇居外苑特別公演~祈りのかたち~」の様子



多言語による映像コンテンツ発信



VRなどの最先端技術を活用した映像コンテンツ発信

舞台芸術活動等の推進

■ 舞台芸術等の創造活動への効果的な支援

我が国の文化芸術の振興を図るため、舞台芸術各分野の水準向上に資する公演を重点的に 支援するとともに、各分野の特性に配慮した創造活動を推進しています。令和2年度は、複 数年計画支援型21団体、公演事業支援型182件(新型コロナウイルス感染症の影響により中 止となった31公演を含む)を支援しました。

また、「戦略的芸術文化創造推進事業」として、芸術団体等からの企画提案を受けて行う 実演芸術の水準向上及び鑑賞機会の充実を図るための取組や、海外への発信等を26件実施 しました。

2 芸術文化振興基金

芸術文化振興基金は、文化芸術活動に対する援助を継続的・安定的に行うため、平成2年 に設立され、政府から出資された541億円と民間からの寄附金約159億円の計約700億円を

原資としています。運用益は、各種文化芸術活動への日本芸術文化振興会が行う助成事業に 充てています。寄附金の受付は随時行っており、基金の拡充に努めています。

〈芸術文化振興基金からの助成額(令和2年度)〉

- ・芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造・普及活動:6億7.680万円
- ・地域の文化振興を目的として行う活動:2億4.486万円
- ・文化に関する団体が行う文化の振興、普及活動:9.182万円

日 新進芸術家等の人材育成

世界で活躍する新進芸術家等を育成するため、美術、音楽、舞踊、演劇などの分野におい て研修・発表の機会を提供しています。特に、「新進芸術家海外研修制度」では、昭和42年 以来、新進芸術家等が海外の大学や芸術団体などで研修を受け、これまで多数の優秀な芸術 家などを輩出しています(図表 2-9-3)。

図表 2-9-3 新進芸術家海外研修制度のこれまでの派遣者の例

奥谷 博	美術:洋画	昭和42年度
森下 洋子	舞踊:バレエ	昭和50年度
佐藤しのぶ	音楽:声楽	昭和59年度
船越 桂	音楽:声楽	昭和59年度
野田 秀樹	美術:彫刻	昭和61年度
諏訪内晶子	音楽:器楽	平成 6 年度
野村 萬斎	演劇:狂言師	平成 6 年度
崔 洋一	映画:監督	平成8年度
鴻上 尚史	演劇:演出	平成 9 年度
山中 千尋	音楽:ジャズピアノ	平成13年度
平山 素子	舞踊:モダンダンス	平成13年度
酒井 健治	音楽:作曲	平成16年度
塩田 千春	美術:現代美術	平成16年度
長塚 圭史	演劇:演出	平成20年度
萩原 麻未	音楽:ピアノ	平成21年度

4 文化庁芸術祭の開催

文化庁は、昭和21年度から毎年秋に「文化庁芸術祭」を開催しています。令和2年度は、 オープニング公演として「花鳥風月によせて―重要無形文化財保持者(各個認定)の至芸 ― | を上演したほか、バレエ、演劇、歌舞伎、音楽、能楽、文楽、舞踊、大衆芸能、アジ ア・太平洋地域の芸能等の12の主催公演を実施しました。

また、演劇、音楽、舞踊、大衆芸能の参加公演部門には133件、テレビ、ラジオ、レコー ドの参加作品部門には120件が参加しました。各部門における審査の結果、優れた公演・作 品に対して、文部科学大臣から芸術祭各賞が授与されました。



令和 2 年度「文化庁芸術祭」主催 新国立劇場オープニング公演 大衆芸能「花鳥風月によせて一重要無形文化財保持者(各個認定)の至芸一」 写真提供:国立劇場

第 4 節 メディア芸術の振興

11 アニメーション、マンガなどのメディア芸術の振興

アニメーション、マンガ、ゲームなどのメディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術 の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外から高く評価され、我が国に対す る理解や関心を高めています。メディア芸術の一層の振興を図るため、創作活動に対する支 援、普及、人材育成などに重点を置いた様々な取組を行っています。その一つの柱である 「文化庁メディア芸術祭」は、「アート」、「エンターテインメント」、「アニメーション」、「マ ンガーの4部門について、優れた作品を顕彰するとともに、受賞作品の鑑賞機会を提供する メディア芸術の総合フェスティバルとして、平成9年度から開催しています。令和2年9月 には、第23回の受賞作品展を、日本科学未来館を中心に開催しました。また、第24回のコ ンテストには、世界103の国と地域から3.693作品の応募がありました。他にも、過去の受 賞作品を中心に優れたメディア芸術作品の鑑賞の機会を提供するメディア芸術祭地方展(令 和2年度は北九州展、京都展を開催)やメディア芸術海外展開事業などを実施し、国内外に 優れたメディア芸術作品を発信しています。



第23回アート部門大賞『[ir] reverent: Miracles on Demand メディアインスタレーション/バイオアート Adam W. BROWN [アメリカ]



第23回アニメーション部門大賞『海獣の子供』 劇場アニメーション 渡辺 歩 [日本] ©2019 Daisuke Igarashi · Shogakukan / "Children of the Sea" Committee



第23回エンターテインメント部門大賞『Shadows as Athletes』 映像 佐藤 雅彦/佐藤 匡/石川 将也/貝塚 智子 [日本] @2019J0C



第23回マンガ部門大賞『ロボ・サピエンス前史』 島田 虎之介 [日本] ©Shimada Toranosuke

2 日本映画の振興

映画は、演劇、音楽や美術などの諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽 の一つとして生活の中に定着しています。また、ある時代の国や地域の文化的状況の表現で あるとともに、その文化の特性を示すものです。さらに、映画は海外に向けて日本文化を発 信する上でも極めて効果的な媒体であり、有力な知的財産として位置付けられています。

文化庁は、平成16年度から総合的な日本映画の振興施策として、1. 創造、2. 発信・海

外展開・人材交流、3.人材育成に取り組んでいます。

具体的には、日本映画の製作支援、映画関係者によるシンポジウムなどの創作活動や交流

の推進、日本映画の海外映画祭への出品支援 や欧米における日本映画特集上映など海外へ の日本文化発信、短編映画作品製作による若 手映画作家育成事業などの人材育成を通し て、我が国の映画の一層の振興に取り組んで います。特に日本映画の製作支援について は、映画による国際文化交流を推進し、我が 国の映画振興に資するため、平成23年度か らは、国際共同製作による映画製作への支援 も行っています。また、これらの活動を促進 するため、データベースの整備による日本映 画に関する情報提供も進めています。



若手映画作家等の育成撮影風景

第 5 節 子供たちの芸術教育の充実・文化芸 術活動の推進

■ 学校における芸術教育・文化部活動の充実

(1) 学習指導要領に基づく芸術教育の充実

平成30年10月より小学校の「音楽」「図画工作」、中学校の「音楽」「美術」、高等学校の 「芸術 (音楽・美術・工芸・書道)」等の芸術に関する教育にかかる事務を文部科学省本省か ら文化庁に移管しました。

新学習指導要領では、育成を目指す資質・能力を生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊か に関わる資質・能力とし、教科の目標を三つの柱で整理して(第2部第4章第1節1 (1) ②参照)、これらが実現できるように示しています。内容については、目標に対応して三つ の柱で整理し、共通事項として表現と鑑賞の学習に共通に必要となる資質・能力を示してい ます。

また、芸術教育の充実に資するため、伝統音楽指導者研修会に加え、小・中・高等学校等 で芸術系教科等を担当する教員の研修会を令和元年度から実施しています。

(2) 文化芸術による子供育成総合事業

子供たちが優れた実演芸術を鑑賞するとともに、文化芸術団体等による実技指導、ワーク ショップに参加し、更にこれらの団体等と本番の舞台で共演するなど、実演芸術に身近に触 れる機会を提供する「文化芸術による子供育成総合事業」を実施しています。令和2年度 は、文化庁が選定した一流の文化芸術団体が小・中学校等において実演芸術公演等を実施す る巡回公演を1,726公演、学校が独自に選定した芸術家による実技披露、実技指導等を行う 芸術家派遣を2.457か所で実施しました。

さらに、令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症の影響による学校の一 斉休業等により、文化芸術鑑賞・体験教室等を中止せざるを得なかった学校を支援するため 「子供のための文化芸術体験の創出事業」を実施し、子供たちが質の高い文化芸術に触れる 機会を提供しました。

(3) 文化部活動改革に向けた取組

生徒のバランスの取れた生活や働き方改革の観点から「文化部活動の在り方に関する総合 的なガイドライン」を平成30年12月に策定し、公表しました。

本ガイドラインに基づき、「適切な運営のための体制整備」「適切な休養日等の設定」「学校 単位で参加する大会等の見直し」等について、持続可能な文化部活動にかかる取組を徹底す るよう地方公共団体、教育委員会及び学校法人等の学校設置者、学校並びに関係団体に求め ています。

また、フォローアップ調査などを実施し、本ガイドラインの適用状況を把握するととも に、本ガイドラインに則った取組が実施されるよう周知徹底を図っています。

(4)全国高等学校総合文化祭の開催

高校生に文化部活動の成果発表の機会を提供して、創造活動を推進し相互の交流を深める ため、都道府県、公益社団法人全国高等学校文化連盟等との共催により、「全国高等学校総

合文化祭」(令和2年度はWEB SOUBUN(特 集14参照)を高知県において開催)、「全国 高等学校総合文化祭優秀校東京公演」(2年 度は中止)、「全国高校生伝統文化フェスティ バル」(令和2年度は12月12日、13日に京都 府で開催)をそれぞれ毎年開催しています (図表 2-9-4)。

図表 2-9-4 開催部門一覧

開催部門

演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽 吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バト ントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、 囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、 文芸、自然科学等

毎年、全国から約2万人の高校生が集い、規定19部門の ほか、開催県が独自に行う協賛部門を加えて開催されます。

2 子供たちの文化芸術活動の推進

文化庁は、次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、 華道などの伝統文化・生活文化等を計画的・継続的に体験・修得することができる機会を提 供するために、「伝統文化親子教室事業」を実施しています。令和2年度は3,585団体の活動 を採択しました。

また、平成30年度から、子供たちの体験機会の拡充を図るため、地方公共団体による地 域の伝統文化・生活文化等を体験する取組を支援しています。令和2年度は23事業を採択 しました。

第6章 文化芸術による共生社会の実現

🚺 障害者等による文化芸術活動の推進

障害のある方々の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施、助成採択した映画 作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作へ の支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文 化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいます。

また、国立美術館、国立博物館は、展覧会の入場料を無料としているほか、全国各地の劇 場、コンサートホール、美術館、博物館などにおいて、車いす使用者も利用ができるトイレ やエレベーターの設置等障害のある方々に対する環境改善も進められています。

平成30年6月に公布された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく 基本計画を平成31年3月に作成し、上記をはじめとする障害者による文化芸術活動の推進 に関する施策をより総合的かつ計画的に推進しているところです。

2 アイヌ文化の振興

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(令和元年施行)の規定に基づき業務を行う団体として公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定され、同財団の行うアイヌに関する研究の推進、アイヌ語の振興、アイヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業や伝承者の育成事業等に対し、支援を行うとともに、国立アイヌ民族博物館の運営を行っています。

第7章 地域における文化の振興

■ 多様な文化を生かした地域づくり

我が国には、全国各地に多様で豊かな文化が息づいており、地域ごとの特色ある文化を生かして、地域振興につながる取組を支援しています。

(1) 国民文化祭

国民文化祭は、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした、文化庁と都道府県等との共催による文化の祭典です。昭和61年度から毎年開催しており、令和2年度は、10月17日から12月6日までの間、宮崎県で開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年7月3日から10月17日へ延期することとなりました(図表2-9-5)。また、平成29年度から、厚生労働省等主催の全国障害者芸術・文化祭と同一の開催地及び期間にて一体的に開催しています。

図表 2-9-5 国民文化祭の主な内容

主催事業 文化庁、開催地都道府県、市町村、文化団体等の共 催によるもの

【開会式・閉会式】

アマチュア文化活動の新たな文化の方向性を示す オープニングフェスティバルなど

【シンポジウム】

地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、様々な側面からテーマを設定して行う基調講演やパネルディスカッションなど

【分野別フェスティバル】

民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、 美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、都道府県など から推薦された団体等を中心として行う公演、展覧会など

協替事業

国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体 や文化関係団体・企業等の主催により開催される各 公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、講 習会など

(2) 文化芸術創造都市推進事業

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組む地方公共団体を支援するため、情報の収集・提供、会議・研修の実施等を通じて、国内ネットワークを強化し、国全体が文化芸術の持つ創造性により活性化するための基盤づくりを進めています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行等を踏まえ、オンライン開催を中心に、総会、幹事会を始め、現代芸術の国際展部会(横浜市)、創造農村ワークショップ(多良木町)、創造都市政策セミナー(北九州市)等を実施しました。

(3) 文化芸術創造拠点形成事業

地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色 ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とし、地方公共団 体が主体となって取り組む文化芸術事業に対して支援を行っています(令和2年度採択実 績:86件)。

(4) 国際文化芸術発信拠点形成事業

東京2020大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、訪日外国人(インバウンド) の増加、活力ある豊かな地域社会を実現するため、芸術祭などを中核とし、文化芸術と観 光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野と有機的に連携した国際 発信力のある拠点形成を支援しています(令和2年度採択実績:9件)。



めぐるりアート静岡2020

©撮影者 石川綾子



東京芸術祭 2020 野外劇「NIPPON・CHA! CHA! CHA!」 © 撮影: 住田磨音

生活文化等の振興・普及と保護

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、またそれを支える土台として 機能しているとともに、和装や茶道、食文化など外国人がイメージする我が国の文化を数多 く含んでいます。また、正に我が国の魅力そのものとして、観光振興や国際交流の推進等に も極めて重要な役割を果たしています。文化庁では、こうした生活文化等が持つ多様な価値 と魅力を生かし発信するとともに、各分野に関する実態調査を行い、生活文化の振興等を 図っています。

令和2年度は生活文化等の新たな需要創出等を図るため、戦略的芸術文化創造推進事業 (生活文化振興等推進事業)として、2事業を実施しました。また、生活文化調査研究事業 として、書道、茶道、華道に関する詳細調査をそれぞれ実施しました。

なお、これまでの生活文化の実態調査の結果などから、「会員の高齢化」や「会員数の減 少 | が生活文化関連団体共通の課題であることが浮き彫りになってきたことに加え、新型コ ロナウイルス感染症拡大の影響を受け、その状況がさらに悪化してきたため、食文化を含め た生活文化については、振興策に加えて、文化財としての保護措置についても早急に検討し ていくこととなりました。(第9節1 「文化財保護制度の改革」参照)

2 食文化について

我が国に根付いた多様な食文化は、各地の自然風土と調和した先人の生きる知恵と経験の 賜物であり、未来に継承すべき伝統文化の一つです。

令和2年度には、食文化発信の基盤となるポータルサイトの開設、オンライン食文化シン ポジウムの開催、地方自治体や諸外国における食文化振興の取組事例等の調査を行いまし

た。また、令和2年9月から、文化審議会文化政策部会の下で「食文化ワーキンググルー プ | を開催して食文化政策の基本的考え方等について議論を行い、3年3月に「今後の食文 化振興の在り方について〜日本の魅力ある食文化を未来につなげるために〜」が取りまとめ られました。

今後は、この取りまとめを踏まえ、地方自治体による調査研究・文化的価値の可視化等の 取組を支援するモデル事業の推進等により、食文化の振興を図っていきます。

第9章 文化財の保存と継承

1 文化財保護制度の改革

文化財は、我が国の歴史や文化の理解のため欠くことのできない貴重な国民的財産である とともに、将来の発展向上のためになくてはならないものです。また、将来の地域づくりの 核ともなるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。このため、文化 庁は、「文化財保護法」に基づき、多種多様な文化財の保存・活用のための施策を講じてい ます。

令和2年度においては、10月より文化審議会文化財分科会企画調査会を開催し、近年、 書道、食文化等の生活文化をはじめとした様々な文化的所産について、文化財やユネスコ無 形文化遺産としての位置付けに関する議論が寄せられていることや、地域の祭り等につい て、過疎化や少子高齢化等による担い手不足等の理由により存続が危ぶまれているとの指摘 があること等を踏まえ、無形文化財及び無形の民俗文化財(以下、「無形の文化財」という。) の保護方策等について議論を行いました。その結果、令和3年1月に報告書「企画調査会報 告書~無形文化財及び無形の民俗文化財の創設に向けて~」が取りまとめられました。

同報告書も踏まえ、以下の(1)登録無形文化財及び登録無形民俗文化財の創設と(2) 地方登録制度の法制化を柱とする「文化財保護法の一部を改正する法律案」を国会に提出 し、同法案は令和3年4月16日に成立、6月14日に一部施行されました。

(1)登録無形文化財及び登録無形民俗文化財の創設

無形の文化財について、平成13年には茶道、華道、書道等の生活文化の普及が明記され た文化芸術振興基本法が制定されるとともに(平成29年改正により、食文化を例示として 追記)、平成18年にはユネスコ無形文化遺産保護条約が発効しました。現在までに、我が国 では「山・鉾・屋台行事」や「和食」を含め22件がユネスコ無形文化遺産として登録され ているなど、近年、無形の文化財の保護についての認識が高まりつつあります。

一方、伝統芸能や工芸技術、祭り等の年中行事、生活文化等の無形の文化財については、 生活様式の変化や少子高齢化等の影響により、担い手が減少し、その存続が危ぶまれるもの が増えているといった指摘がなされています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大は 無形の文化財の継承活動に深刻な影響を与えています。具体的には、祭り等の地域の伝統行 事等の多くが中止・延期になっているほか、茶道、華道、書道等の生活文化についても、継 承の基盤となる日常的な活動の実施が困難な状況となっています。

このため、今回の法改正では、無形の文化財について、学術的調査の蓄積に相当の時間を 要する指定制度を補完する制度として、幅広く緩やかに無形の文化財を保護する登録制度を 創設することとしました。

(2) 地方登録制度の法制化

地方公共団体による文化財保護の制度については、従前より地方公共団体による指定制度 (以下、「地方指定制度」という。) が法律上規定されています。地方指定制度は、多くの地 方公共団体において実施されており、これまで全国で約11万件以上の文化財が指定されて います。この地方指定制度に加えて、一部の地方公共団体においては、文化財の登録制度を 設けています。この登録制度はこれまで法律上規定がなく、条例等で独自に創設し、運用さ れているものであり、地域の実情に応じた多様な取組がなされています。

今回の法改正では、地域における文化財保護の取組を更に後押しするため、文化財保護法 上の制度として、地方公共団体による登録制度を位置づけ、地域の創意で活用できることと しました。後述する文化財保存活用地域計画(以下、「地域計画」という。)の取組と併せ て、地域に眠る未指定の文化財の掘り起こしと、把握された文化財の適切な保護の推進が期 待されます。

2 地域における文化財の保存・活用

平成30年の文化財保護法の改正により、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総 がかりでその継承に取り組んでいくため、都道府県における文化財保存活用大綱(以下、 「大綱」という。)と、市町村における地域計画の制度が規定されました。大綱は、域内の文 化財の保存・活用に係る基本的な方針、広域区域ごとの取組、災害発生時の対応等を記載し た文化財の保存・活用に関する総合的な施策を盛り込むものであり、令和3年4月現在、38 道府県で作成されています。市町村の地域計画は、できる限り域内の文化財を網羅的に把握 した上で、域内の文化財の保存及び活用に関する基本的な方針、保存・活用のために市町村 が講ずる措置の内容等を記載するものであり、令和3年4月現在、23市町で作成され、国 の認定を受けています。作成した地域計画が国の認定を受けた場合、国に対して登録文化財 とすべき物件を提案できる特例があります。また、国指定等文化財の現状変更の許可等、文 化庁長官の権限である一部の事務について、現状移譲されている都道府県・市のみならず、 認定町村でも特例的に自ら事務を実施できることとしています。今後、この大綱及び地域計 画の作成は多くの地方公共団体で進んでいくことが見込まれており、これらのプロセスを通 じて、各地域において、貴重な地域の文化財を確実に把握し、地域において守り育てる取組 が進むことが期待されます。

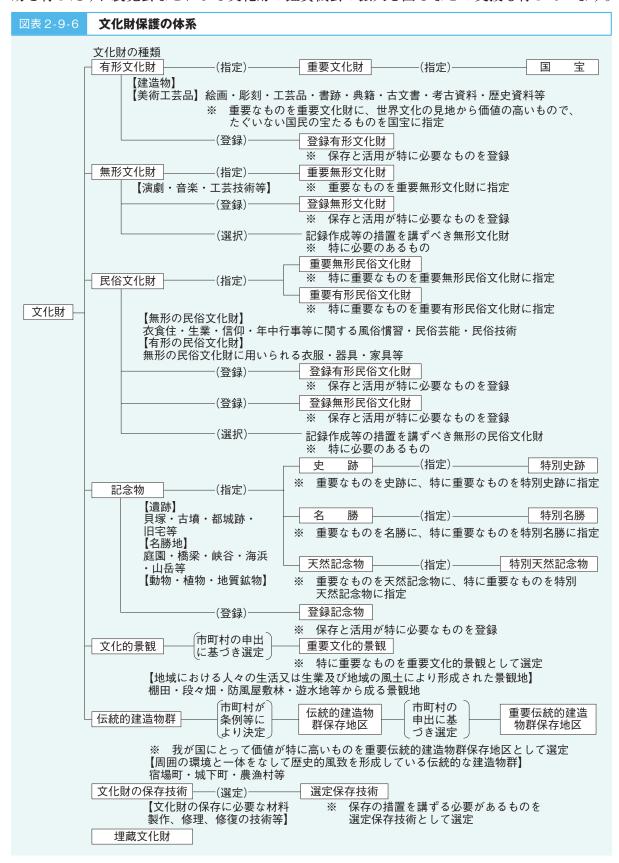
このような地域社会総がかりでの文化財の保存・活用の取組を促進するため、令和3年度 より新たな事業として「地域文化財総合活用推進事業(地域のシンボル整備等)」を設け、 地域計画等に基づき地域の核(シンボル)となっている国登録文化財を戦略的に活用するた めの機能維持や、保存・活用を行う団体の取組等を支援する地方公共団体を後押しすること としています。

3 文化財の指定をはじめとする保存・継承のための取組

文化財は、我が国の歴史や文化の理解のため欠くことのできない貴重な国民的財産である とともに、将来の発展向上のためになくてはならないものです。また、将来の地域づくりの 核ともなるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。このため、文化 庁は、「文化財保護法」に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定・登録し(図表 2-9-6、図表 2-9-7)、現状変更や輸出等について一定の制限を課する一方、有形の文化 財については保存修理、防災、買上げ等を、また、無形の文化財については伝承者養成、記 録作成等に対して補助を行うことによって文化財の保存を図っています。

また、地域の文化財を一体的に活用する取組として、文化財の公開施設の整備に対して補

助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図るなどの支援も行っています。



図表 2-9-7 文化財指定等の件数

文化財指定等の件数

【指 定】

令和3年1月1日現在

1. 国宝・重要文化財

11 12 12 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10					
種	別 / 区 分	国 宝	重 要 文 化 財		
	絵 画	162	2,037		
美	彫刻	140	2,723		
術	工芸品	254	2,471		
_	書跡・典籍	228	1,919		
エ	古 文 書	62	780		
芸	考古資料	48	652		
品	歴 史 資 料	3	225		
нн	計	897	10,807		
7.25 \/+ 4.6-		(291 棟)	(5,241棟)		
建造物		228	2,523		
4	計	1,125	13,330		

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

2. 史跡名勝天然記念物

特 別 史 跡	63	史跡	1,847
特 別 名 勝	36	名 勝	422
特別天然記念物	75	天 然 記 念 物	1,031
計	174 (164)	計	3,300 (3,185)

(注) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。 史跡名勝天然記念物には重複指定があり、() 内は実指定件数を示す。

3. 重要無形文化財

	各 個 認 定		保持団体等認定	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数
芸 能	37	54 (54)	14	14
工芸技術	39	58 (57)	16	16
合 計	76	112 (111)	30	30

(注)保持者には重複認定があり、()内は、実人員数を示す。

4. 重要有形民俗文化財

223 件

5. 重要無形民俗文化財

318 件

【選 定】

1. 重要文化的景観

65 件

2. 重要伝統的建造物群保存地区

123 地区

3. 選定保存技術

選定件数	保力	寺 者	保 存	団体
	件 数 人 数		件数	団体数
77	48	54	37	39 (34)

(注)保存団体には重複認定があり、()内は実団体数を示す。

【登 録】

1. 登録有形文化財(建造物)

12,681 件

2. 登録有形文化財 (美術工芸品)

17 件

3. 登録有形民俗文化財

45 件

4. 登録記念物

117 件

(1) 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産や考古資 料、歴史資料で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「有形 文化財」と呼んでいます。このうち、「建造物」以外のものを「美術工芸品」と呼んでいま す。有形文化財のうち重要なものを「重要文化財」に指定し、さらに、重要文化財のうち世 界文化の見地から特に価値の高いものを「国宝 | に指定して重点的に保護しています。(図 表 2-9-8、図表 2-9-9) また、近年の国土開発や生活様式の変化等によって、社会的評 価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている近代等の有形文化財を登録という緩やかな 手法で保護しています。

有形文化財は、木材等の植物性材料で作られているものが多く、その保存・管理には適切 な周期での修理が必要であるとともに防災対策が欠かせません。そのため、修理等に要する 費用や、建造物については地震や火災などの被害から建造物を守るための工事や必要な設備 の設置、危険木対策などの環境保全事業に対する補助を実施しています。

図表 2-9-8 令和2年度の国宝・重要文化財(建造物)の指定

○令和2年度の国宝(建造物)の指定 令和2年12月23日指定(1件) 八坂神社本殿(京都府 京都市)



八坂神社木殿

○令和2年度の重要文化財(建造物)の指定 令和2年12月23日指定(16件) 旧 札幌控訴院庁舎 犬吠埼灯台 明治神宮

キュウカ チ ガワケンリッキンダイ ビ ジュッカン 旧 神奈川県立近代美 術 館 旧 山岸家 住宅 旧 中村家 住宅 サカドバシ ハッショウカンハ 勝館

紅葉谷川庭園砂防施設 六連島灯台 かり シストウダイ 犬伏家 住宅 へ サキトウダイ 部 掛 灯台

1日 伊藤家 住宅 西海橋

キュウッナ セキョウリョウ ダイサンゴ カ セガワキョウリョウ 旧 綱ノ瀬 橋 梁 及び第三五ヶ瀬川 橋 梁

図表 2-9-9 令和 2 年度の国宝・重要文化財(美術工芸品)の指定

○国宝 (美術工芸品)

令和2年9月30日指定(計4件)

<彫刻の部>

- ・木造阿弥陀如来坐像<院覚作/>
- ·木造天蓋 (所在金堂)

<工芸品の部>

・鼉太鼓

く考古資料の部>

· 群馬県綿貫観音山古墳出土品

○重要文化財 (美術工芸品)

令和2年9月30日指定(計37件)

<絵画の部>

- ・紙本金地著色夏秋渓流図<鈴木其一筆/六曲屛風>
- ・室君 < 松岡映丘筆 大正五年/絹本著色 六曲屛風>
- ・豫譲<平福百穂筆 大正六年/絹本金地著色 六曲屛風>
- ・絹本著色天台三祖師像
- ・絹本著色阿弥陀如来像

·「絹本著色満済像<土佐行広筆/>

絹本著色義賢像

絹本著色義堯像

絹本著色義演像

絹本著色覚定像

<彫刻の部>

·「木造千手観音立像<快勢作/(本堂安置)>

木造二十八部衆立像 (所在本堂)

- ・木造明巌正因坐像<院応作/>
- ・木造十一面観音坐像
- ・木造観音菩薩立像
- ・木造如意輪観音坐像
- ・木造能面癋見<千種作/>
- 木造二天王立像(頭部欠)

· 木造神像 男神坐像 一

女神坐像 一

<工芸品の部>

- ・菊螺鈿鞍
- · 金銅密教法具

五鈷杵

種子五鈷鈴

· 染分縮緬地襷菊青海波文様友禅染振袖

<書跡・典籍の部>

- ・福井崇蘭館本医学書
- ・勧修寺聖教
- · 中山世鑑

蔡鐸本中山世譜

蔡温本中山世譜

<古文書の部>

· (豊臣秀吉時世和歌 (一通)

豊臣家家臣等血判起請文(十通)

豊臣秀吉朱印状幷慶長役陣立書(二通)

- ・長屋王家木簡
- ・伊達家文書 (千四十六通)
- ・伊達家印章
- ・松平家忠日記
- ·大音家文書(五千七百四十六通)
- ·春日大社神事日記(五百十二涌)

<考古資料の部>

- ·東京都下宅部遺跡出土品
- ・新潟県本ノ木遺跡出土品
- · 愛媛県朝日谷二号噴出土品
- · 長崎県福井洞窟出土品
- ・宮崎県下北方五号地下式横穴墓出土品

<歴史資料の部>

- · 一橋徳川家関係資料
- ・長久保赤水関係資料
- ・東京市営乗合自動車(円太郎バス)
- · 河内屋可正関係資料
- ·京都電気鉄道電車(京都市交通局二号電車)</明治四十四年、 梅鉢鉄工場製>



群馬県綿貫観音山古墳出土品

(2)無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」と呼んでいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはその「わざ」を体現・体得した個人又は団体によって表現されます。

無形文化財のうち重要なものを「重要無形文化財」に指定し、同時に、これらの「わざ」を高度に体現・体得している者又は団体を「保持者」又は「保持団体」として認定しています(図表 2-9-10)。保持者の認定には、重要無形文化財である芸能又は工芸技術を高度に

体現・体得している者を認定する「各個認定」(この保持者がいわゆる、「人間国宝」)と、 二人以上の者が一体となって舞台を構成している芸能の場合は、その「わざ」を高度に体現 している者が構成している団体の構成員を認定する「総合認定」があります。また、「保持 団体認定|は、重要無形文化財の性格上個人的特色が薄く、かつ、その「わざ」を保持する 者が多数いる場合、これらの者が主な構成員となっている団体を認定するものです。

重要無形文化財の各個認定の保持者に対し、「わざ」の錬磨向上と伝承者の養成のための 特別助成金を交付するとともに、重要無形文化財の総合認定保持者が構成する団体や保持団 体、地方公共団体等が行う伝承者養成事業、公開事業等を補助しています。また、我が国に とって歴史上、芸術上価値の高い重要無形文化財(工芸技術)を末永く継承し保護していく ため、保持者の作品等の無形文化財資料を購入したり、その「わざ」を映像で記録して公開 したりしています。

なお、今般の法改正により「登録制度」が無形文化財にも創設されましたので、今後、保 存・活用のための措置が特に必要とされる無形文化財の保護に幅広く取り組んでいきます。

図表 2-9-10 令和 2 年度の重要無形文化財の指定・認定

令和2年10月9日指定・認定

○工芸技術の部

• 蒟醤

大谷 早人

(3) 民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用 いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことので きないものを「民俗文化財」と呼んでいます。民俗文化財には有形のものと無形のものがあ ります。

有形、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗 文化財」に指定し、保存しています(図表 2-9-11)。また、重要有形民俗文化財以外の有 形民俗文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文 化財」に登録するとともに、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に記録作 成等を行う必要があるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択して います。

民俗文化財は日常生活に基盤を置くものであり、近年の急激な社会構造や生活様式の変化 によって変容・衰退のおそれがあります。文化庁は、重要有形民俗文化財に指定された衣服 や器具・家屋等を保護するため、管理や修理、保存活用施設の整備等の事業を補助するとと もに、重要無形民俗文化財に関する伝承者の養成や用具等の修理・新調等の事業に対しても 補助を行っています。また、文化庁が選択した無形の民俗文化財を対象に、特に変容・衰滅 のおそれが高いものについて、計画的に映像等による記録保存を確実に進めています。

なお、今般の法改正により「登録制度」が無形の民俗文化財にも創設されましたので、今 後、保存・活用のための措置が特に必要とされる無形の民俗文化財の保護に幅広く取り組ん でいきます。

図表 2-9-11 令和 2 年度の重要有形民俗文化財等の指定

令和3年3月11日指定

- ○重要有形民俗文化財 (1件)
- ・上尾の摘田・畑作用具
- ○重要無形民俗文化財 (5件)
- ・放生津八幡宮祭の曳山・築山行事
- * **寒水の**掛 踊
- ・阿波晩茶の製造技術
- ・対馬の盆踊
- ・野原八幡宮風 流





寒水の掛踊

上尾の摘田・畑作用具

(4)記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の 高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞 上価値の高いもの、動物や植物、地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものを総称し て「記念物」と呼んでいます。記念物のうち重要なものを、遺跡は「史跡」に、名勝地は 「名勝」に、動物、植物、地質鉱物は「天然記念物」に指定し、さらに、それらのうち特に 重要なものについては、「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定して保護して います(図表 2-9-12)。また、今日の地域開発の進展や生活様式の急激な変化に伴い、残 存が困難な状況にある記念物については登録という緩やかな手法で保護しています。登録記 念物については、「遺跡関係」、「名勝地関係」、「動物、植物及び地質鉱物関係」の三つの種 別があります。

指定・登録された史跡等について、保存と活用を図るための計画策定や整備等を行う所有 者、管理団体等に対する補助を充実するとともに、地方公共団体が史跡等を公有化する事業 に対する補助を実施しています。

図表 2-9-12 令和 2 年度の特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物の指定及び登録記念物の登録

○令和2年度の史跡の指定

令和3年3月26日指定(12件)

屋形遺跡 [岩手県釜石市]

赤井官衙遺跡群 赤井官衙遺跡 矢本横穴 [宮城県東松島市]

山居倉庫「山形県酒田市」

鈴木遺跡 [東京都小平市]

鈴鹿関跡 [三重県亀山市]

舟木遺跡 [兵庫県淡路市]

湯浅党城館跡 湯浅城跡 藤並館跡 [和歌山県有田郡湯浅町·有

田郡有田川町

樫野埼灯台及びエルトゥールル号遭難事件遺跡 [和歌山県東牟婁

郡串本町〕

下岡田官衙遺跡 [広島県府中町]

久留米藩主有馬家墓所 [福岡県久留米市]

小部遺跡「大分県宇佐市]

北谷城跡 [沖縄県中頭郡北谷町]

○令和2年度の名勝の指定

令和3年3月26日指定(3件)

神仙鄉 [神奈川県足柄下郡箱根町] 知恩院方丈庭園 [京都府京都市]

仁和寺御所庭園 [京都府京都市]

○令和2年度の天然記念物

令和3年3月26日指定(3件)

糸魚川市根知の糸魚川―静岡構造線 [新潟県糸魚川市]

溝ノ口洞穴 [鹿児島県曽於市]

伊平屋島のウバメガシ群落 [沖縄県島尻郡伊平屋村]

○令和2年度の登録記念物の登録

令和3年3月26日指定(6件)

名勝地関係

和泉市久保惣記念美術館茶室庭園 [大阪府和泉市]

嫁ケ島(蚊島)[島根県松江市]

真玉海岸 [大分県豊後高田市]

津嘉山酒造所庭園 [沖縄県名護市]

ハナンダー (自然橋) [沖縄県島尻郡八重瀬町]

動物、植物及び地質鉱物関係関係

震生湖「神奈川県秦野市・足柄上郡中井町」



仁和寺御所庭園

(5) 文化的景観

山間に広がる棚田、野焼きにより維持される牧野、防風林が廻らされる集落等、地域にお ける人々の生活又は生業と当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活や生業を 理解するために欠くことのできないものを「文化的景観」と呼んでいます。都道府県又は市 町村が定めた文化的景観のうち、その申出に基づき、特に重要なものを文部科学大臣は「重 要文化的景観」に選定します。申出に当たり、地方公共団体は、当該文化的景観が景観法に 規定される景観計画区域又は景観地区に含まれていること、自然・緑地・農地等を保全する 法律に基づく条例で保存の措置が講じられていること、文化的景観保存活用計画が策定され ていること等の要件を満たす必要があります(図表 2-9-13)。

文化庁では、地方公共団体が行う文化的景観の保存調査や保存活用計画の策定、重要文化 的景観の整備、勉強会やワークショップ等の普及啓発事業等に補助を行っています。

図表 2-9-13 令和 2 年度の重要文化的景観の選定

令和3年3月26日選定(5件)

加賀海岸地域の海岸砂防林及び集落の文化的景観「石川県加賀市」 越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観 [福井県福井市] 越前海岸の水仙畑 上岬の文化的景観 [福井県丹生郡越前町] 越前海岸の水仙畑 糠の文化的景観 [福井県南条郡南越前町] 瀬戸内海姫島の海村景観 [大分県東国東郡姫島村]



越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観

(6) 伝統的建造物群

周囲の環境と一体を成して歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの を「伝統的建造物群」と呼んでおり、城下町や宿場町、門前町、農山村集落などがこれに当 たります。伝統的建造物群を有する市町村は、伝統的建造物群やこれと一体を成して価値を 形成している環境を保存するために「伝統的建造物群保存地区」を定め、伝統的建造物の現 状変更の規制等を行い、歴史的集落や町並みの保存と活用を図っています。文化庁は、伝統 的建造物群保存地区のうち、市町村の申出に基づき、我が国にとってその価値が特に高いも のを「重要伝統的建造物群保存地区」に選定しています(図表 2-9-14)。

「伝統的建造物群」を持つ市町村が行う伝統的建造物群の保存状況等の調査や、重要伝統 的建造物群保存地区内の伝統的建造物の修理、伝統的建造物以外の建築物等の修景、伝統的 建造物群と一体を成して価値を形成している環境の復旧、防災計画を策定するための経費、 防災のための施設・設備の整備、建造物や土地の公有化等の事業を補助しています。

図表 2-9-14 令和2年度の重要伝統的建造物群保存地区の選定

令和2年12月23日選定(3件)

高岡市吉久伝統的建造物群保存地区 [富山県高岡市] 津山市城西伝統的建造物群保存地区[岡山県津山市] 矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区 [岡山県矢掛町]



矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区

(7) 文化財保存技術

我が国固有の文化によって生み出され、現在まで保存・継承されてきた文化財を確実に後 世へ伝えていくために欠くことのできない文化財の修理技術・技能やこれらに用いられる材 料・道具の製作技術等を「文化財の保存技術」と呼んでいます。文化財の保存技術のうち保 存の措置を講ずる必要があるものを「選定保存技術」に選定するとともに、その技術を正し く体得している者を「保持者」として、技術の保存のための事業を行う団体を「保存団体」 として、それぞれ認定し、保護を図っています。

(8) 文化財を確実に次世代に継承するための取組の充実

無形文化財の伝承や有形文化財の保存修理等のために必要となる伝統的な用具・原材料の 入手が困難となってきている状況を受けて、その安定的な確保を目指し、関連技術の内容や 生産現場の実状を正確に把握するための実態調査を行っています。

また、建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材(特に大径材、 高品位材等、市場からの調達が困難なもの)、檜皮、茅、漆等の植物性資材を安定的に確保 するとともに、当該資材に関する技能者の育成等を行っています。

美術工芸品を災害や盗難等の被害から守るため、手引の作成や研修会の開催など、防災・ 防犯意識の向上や有効な対策への理解を促進するための取組を実施しています。さらに、海 外流出や散逸等のおそれがある国宝・重要文化財等についても、国で買い取って保存してい ます。あわせて、海外流出を防ぐために、古美術品を海外に輸出する際には、当該古美術品 が国宝・重要文化財に指定されておらず重要美術品に認定されていないことを証明する「古 美術品輸出鑑査証明 | を発行しています。(令和2年度2909件) また、美術工芸品の活用を 図るため、文化財保存施設の整備の推進や、国宝・重要文化財が出品される展覧会への支援 とともに、国所有の国宝・重要文化財を文化庁主催展覧会に出品したり、博物館等に貸与し たりしています。

国宝・重要文化財(美術工芸品)の現状を把握するため、平成25年に全件の所在確認を 実施しましたが、令和3年3月末時点で、調査時点の全指定件数1万524件のうち、所在不 明の文化財は142件、追加確認の必要がある文化財は50件でした。なお、平成31年2月よ り文化庁HP上で最新情報を公表しています。 Golumn

文化財修理のための原材料確保の取組

重要文化財建造物には、木材、樹皮、茅、漆等の植物性資材が多く用いられています。 適切な周期により文化財の修理を進め、文化財を次世代に継承するためには、原材料と なる植物性資材の安定的な確保と、植物性資材に関わる技能者の育成が必要です。

文化庁では、平成18年度より「ふる さと文化財の森システム推進事業」を実 施しており、重要文化財建造物の修理に 必要となる資材の供給体制を整備するた め、資材供給林(ふるさと文化財の森) を全国84箇所設定しています。

また、資材の重要性、保存修理の考え 方や方法についての理解を深め、技能者 の育成に資するよう、同事業により資材 に係る普及啓発活動を支援しています。 具体的には、保存修理の現場公開及び展 示や、資材採取等の研修事業を実施して います。さらに、ふるさと文化財の森を 良好な環境に保つため、山焼き、除草、 下草刈りといった管理も併せて支援して



います。

特に漆については、重要文化財建造物の修理に国産漆を原則として用いることとして いるなど、文化財修理に欠かせない資材です。このため、「ふるさと文化財の森システ ム推進事業」により、浄法寺漆林(岩手県二戸市)等を支援するなど、国産漆の生産確 保に努めているところであり、引き続き国産の植物性資材の活用を進めていきます。

4 埋蔵文化財の保護

「埋蔵文化財」(土地に埋蔵されている文化財) は、その土地に生きた人々の営みを示す潰 産であり、土地に刻まれた地域の歴史と文化そのものです。

埋蔵文化財を保護するために、「埋蔵文化財包蔵地」(全国に約46万8,000件)として周知 された土地で開発事業等を行う場合、事前にその遺跡の内容を確認するための試掘・確認調 査等を行います。そして、遺跡を現状保存するために調整を行いますが、やむを得ず現状保 存できない場合は、遺跡の記録を作成してそれを保存するための発掘調査が必要になります (記録保存調査)。また、地域にとって重要な遺跡を積極的に現状保存するために、発掘調査 を行う場合もあります (保存目的調査等)。

現在、毎年約9,000件の発掘調査が全国で行われ、多くの成果が得られています。文化庁 では、その成果をより多くの国民に、できるだけ早く、分かりやすく伝えるために、毎年 「発掘された日本列島」展を開催しています。第26回目となる令和2年度の展覧会は、東京 都江戸東京博物館、新潟県立歴史博物館、福島県立博物館、一宮市博物館、中津市歴史博物 館を巡回しました。

また、水中に所在する埋蔵文化財(水中遺跡)の保護体制の整 備充実を図るため、地方公共団体が水中遺跡の保存活用を円滑に 推進するためのてびきの作成を進めています。

「大規模震災における古墳の石室及び横穴墓等の被災状況調査 の方法に関する調査研究事業」として、平成28年熊本地震で大 きな被害を受けた史跡井寺古墳を始めとする熊本県内の古墳につ いて、詳細な被災状況調査を実施しました。



柄付き鉄製ヤリガンナ (石川県八日市地方遺跡出土)



鷹匠埴輪 (群馬県オクマン山古墳出土)

5 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の 両古墳壁画は、「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」及び「キトラ古墳壁画保存管理施設」 で保存修理・活用等が行われています。

修理が完了したキトラ古墳壁画は、令和元年7月国宝に指定されました。特別史跡キトラ 古墳の恒久的な保存と確実な継承のため、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区のキトラ古 墳壁画保存管理施設(キトラ古墳壁画体験館「四神の館」内)で、期間を定めて国宝キトラ 古墳壁画の一般公開を行いました。令和2年度の春の公開は、緊急事態宣言により中止しま

したが、3回の公開期間中(84日間)、合計1万4.756人の来館がありました。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修理施設 において保存修理作業等を実施し、令和元年度に修理が終わりました。また、キトラ古墳壁 画の公開に合わせ、国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設においても新型コロナウイルス感染防 止対策を十分に講じたうえで修理作業室の公開を行い、合計21日間の公開期間中、2.196人 の来館がありました。

6 世界文化遺産と無形文化遺産

(1)世界文化遺産

世界遺産条約(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)は、顕著な普遍的価値 を持つ文化遺産・自然遺産を、人類全体のための世界の遺産として損傷・破壊等の脅威から 保護することを目的として、昭和47年に国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)総会で採 択され、我が国は平成4年に条約を締結しました。令和3年3月末現在の締約国数は194か 国になっています。

毎年1回開催される世界遺産委員会では、締約国からの推薦や諮問機関の評価等に基づい て審議が行われ、顕著な普遍的価値を持つと認められる文化遺産・自然遺産が世界遺産一覧 表に記載されます。令和2年3月末現在で1.121件の遺産(文化遺産869件、自然遺産213 件、複合遺産39件)が記載されています。(図表 2-9-16)

現在、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を世界文化遺産として推薦しており、令和3年夏 に開催される世界遺産委員会で登録の可否が決定される予定です。

図表 2-9-16 我が国の世界遺産一覧

	記載物件名	所在地	記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成5年	文化
2	姫路城	兵庫県	平成5年	文化
3	屋久島	鹿児島県	平成 5 年	自然
4	白神山地	青森県・秋田県	平成 5 年	自然
(5)	古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)	京都府・滋賀県	平成6年	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	平成7年	文化
7	原爆ドーム	広島県	平成8年	文化
8	厳島神社	広島県	平成8年	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	平成10年	文化
10	日光の社寺	栃木県	平成11年	文化
11)	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成12年	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	平成16年	文化
13	知床	北海道	平成17年	自然
14)	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成19年	文化
15)	小笠原諸島	東京都	平成23年	自然
16	平泉―仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群―	岩手県	平成23年	文化
17)	富士山一信仰の対象と芸術の源泉	山梨県・静岡県	平成25年	文化
18)	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成26年	文化
19	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿 児島県・山口県・岩手県・静岡県	平成27年	文化
20	国立西洋美術館(ル・コルビュジエの建築作品―近代建築運動への顕著な貢献―)	東京都 (他フランス・ドイツ・スイス・ベルギー・アルゼンチン・インド)	平成28年	文化
21)	「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」	福岡県	平成29年	文化
22	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県・熊本県	平成30年	文化
23	百舌鳥・古市古墳群 一古代日本の墳墓群一	大阪府	令和元年	文化

(2)無形文化遺産の保護に関する取組

世界各地において、生活様式の変化など社会の変容に伴って、多くの無形文化遺産が衰退 や消滅の危機にさらされる中、平成15年のユネスコ総会において、「無形文化遺産の保護に 関する条約」が採択され、平成18年4月に発効しました。我が国は、平成16年に3番目の 締約国となりました。令和3年3月末現在、この条約には180か国が加盟しています。この 条約では、無形文化遺産を保護することを目的として、「人類の無形文化遺産の代表的な一 覧表(代表一覧表) | の作成、無形文化遺産の保護のための国際的な協力及び援助体制の確 立、締約国が取るべき必要な措置等について規定されています。

令和2年12月、「伝統建築工匠の技:木造建造物を受け継ぐための伝統技術」が無形文化 遺産代表一覧表に記載され、現在、我が国からの代表一覧表記載件数は22となりました(図 表 2-9-17)。文化財そのものに加え、文化財を守るための技術も記載されたことは国際的 にも有意義であり、引き続きこうした技術の保護も推進していきます。

現在、「風 流 踊」を提案しており、令和4年秋~冬頃に開催される無形文化遺産保護条約 政府間委員会で登録の可否が決定される予定です。

図表 2-9-17	代表一覧表に記載されている我が国の無形文化遺産
	「「「「「「」」」」、「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、

名 称	記載年	名 称	記載年
能楽	平成20年記載	^{ュッキ ブョウ} アイヌ古式舞踊	平成21年記載
ーンギョウジョウル リフンラク 人 形 浄 瑠璃文楽	平成20年記載	クミォドリ 組 踊	平成22年記載
カブキ 歌舞伎	平成20年記載	ユウキッツムギ 結城 紬	平成22年記載
##? 雅楽	平成21年記載	主生の花苗植	平成23年記載
オ ヂ ヤ チチタミ エチ コ ショウ フ 小千谷縮・越後 上 布	平成21年記載	# 炎 シ シ ウ 佐 陀 神能	平成23年記載
*/2/ ト 奥能登のあえのこと	平成21年記載	ナ ヂ デンガク 那智の 田楽	平成24年記載
パナ キャグラ 早池峰神楽	平成21年記載	プラク 言葉ジ デントウラス デンタン カ 和食;日本人の伝統的な食文化	平成25年記載
アキ ウ タ ウエ オドリ 秋保の田 植 踊	平成21年記載	カシュニャン デスキワッキジュッ 和紙:日本の手漉和紙技 術	平成26年記載
チャッキラコ	平成21年記載	サマ キュ ナタイギョウジ 山・鉾・屋台 行事	平成28年記載
大日堂舞楽	平成21年記載	来訪神:仮面・仮装の神々	平成30年記載
^g 41∓79₹ 題目立	平成21年記載	デントウェンデクコウショウ フザ	令和 2 年記載

17 文化財の防火対策

平成31年4月のノートルダム大聖堂、令和元年10月の首里城正殿等の火災を受け、文化 財の総合的な防火対策の検討・実施に資するよう国宝・重要文化財(建造物)及び国宝・重 要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドラインを作成しました。加え て、世界遺産や国宝を対象とした総合的・計画的な防火対策を重点的に進めるため、「世界 遺産・国宝等における防火対策5か年計画 | (令和元年12月23日大臣決定)を策定し、同計 画に基づき文化財の防火対策を進めています。

また、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決 定)に、文化財の防火対策・耐震対策を追加し、火災や地震から文化財を守るための対策を 重点的に実施しています。

第10章 文化財をはじめとする文化資源を活用した付加価値の創出

■ 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

平成28年に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化 財の観光資源としての開花」を推進するため、文化庁では文化財を中核とする観光拠点の整 備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取 組への支援を行っています。

(1) 文化資源の磨き上げについて

平成31年1月より、国際観光旅客税が創設され、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡 充・強化が推進されているところです。地域固有の文化資源である文化財についても、国内 外問わず多くの人々にその歴史的価値・魅力を発信するため、国際観光旅客税を活用し、文 化財に新たな付加価値を付与してより魅力的なものとなるよう磨き上げる取組を支援してい ます。

具体的には、「日本博」を契機とした文化資源による観光インバウンドの拡充や、文化財 をより魅力的に活用していくための取組「Living History(生きた歴史体感プログラム)」 等を支援しています。また、日本が誇る先端技術を活用し、主要な空港等において、日本文 化の効果的な発信を行うことや、文化財について先進的・高次元な多言語解説を整備するこ とに対して支援を行っています。

2 文化観光の推進

(1) 文化観光推進法に基づく文化観光拠点の整備等

文化の振興を起点として、観光の振興及び地域の活性化の好循環を創出するためには、地 域において文化の理解を深めることができる機会を拡大し、これにより国内外からの観光旅 客の来訪を促進していくことが重要となっています。こうした観点から、博物館等の文化施 設を拠点として、地域の文化観光を推進するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域に おける文化観光の推進に関する法律案 | (令和2年法律第18号) が令和2年5月に施行され ました。

令和2年度には、本法に基づき、25件の拠点計画及び地域計画を認定し、これらの計画 に基づく文化資源の磨き上げ等の取組について、「博物館等を中核とした文化クラスター推 進事業 | 等により支援しました。

(2)日本遺産の魅力発信

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として 認定する仕組みを平成27年度に創設し、令和2年度は、日本遺産審査委員会の審査を経て 21件を認定しました(図表 2-9-18)。令和3年3月末現在までに認定された日本遺産は計 104件となり、認定地域に対しては、1. コンテンツ制作やガイド育成等の情報発信・人材 育成、2. ストーリーの普及啓発、3. 調査研究、4. 説明板の設置等の公開活用のための 整備に対して必要な財政支援を行い、地域活性化を図っています。

令和2年10月には、愛媛県今治市で各認定地域が一堂に会した「日本遺産フェスティバ ル」を開催し、ブース出展などにより地域の魅力発信を行いました。日本遺産の認知度の向 上等を図るため、2月13日を日本遺産の日と定め、東京都千代田区で、記念シンポジウム の開催をしました。加えて、各認定地域の課題に応じた助言等を行う日本遺産プロデュー サーの派遣による個々の地域に応じた支援を行うなど、日本遺産全体のブランド力向上に取 り組んでいるところです。

今後とも、これらの取組を通じて、日本遺産を活用した地域の活性化や、日本文化の国内 外への戦略的な発信に積極的に取り組んでいきます。

図表 2-9-18 令和 2 年度「日本遺産(Japan Heritage)」認定一覧

都道府県名	申請者(◎印は代表自治体)	ストーリーのタイトル	
北海道	◎標津町、根室市、別海町、羅臼町	「鮭の聖地」の物語〜根室海峡一万年の道程〜	
岩手県	◎二戸市、八幡平市	"奥南部"漆物語〜安比川流域に受け継がれる伝統技術〜	
茨城県、山梨県	茨城県(◎牛久市)、山梨県(甲州市)	日本ワイン140年史〜国産ブドウで醸造する和文化(結晶〜	
栃木県、茨城県	栃木県 (◎益子町)、茨城県 (笠間市)	かさましこ~兄弟産地が紡ぐ"焼き物語"~	
東京都	八王子市	霊気満山 高尾山〜人々の祈りが紡ぐ桑都物語〜	
新潟県	十日町市	究極の雪国とおかまち―真説!豪雪地ものがたり―	
福井県、滋賀県	福井県(◎南越前町、敦賀市)、滋賀県(長浜市)	海を越えた鉄道~世界へつながる 鉄路のキセキ~	
山梨県	◎甲府市、甲斐市	甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡〜水晶の鼓動が導いた信 と技、そして先進技術へ〜	
長野県	千曲市	月の都 千曲―姨捨の棚田がつくる摩訶不思議な月景 「田毎の月」―	
長野県	上田市	レイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」〜龍と生き まち 信州上田・塩田平〜	
静岡県	◎藤枝市、静岡市	日本初「旅ブーム」を起こした弥次さん喜多さん、駿 の旅〜滑稽本と浮世絵が描く東海道旅のガイドブッ (道中記)〜	
京都府、滋賀県	京都府(◎京都市)、滋賀県(大津市)	京都と大津を繋ぐ希望の水路 琵琶湖疏水〜舟に乗り歩いて触れる明治のひととき	
大阪府、奈良県、 和歌山県	大阪府(◎河内長野市)、奈良県(宇陀市)、和歌山県 (九度山町、高野町)	女性とともに今に息づく女人高野~時を超え、時に合せて見守り続ける癒しの聖地~	
兵庫県	◎伊丹市、尼崎市、西宮市、芦屋市、神戸市	「伊丹諸白」と「灘の生一本」 下り酒が生んだ銘醸地 伊丹と灘五郷	
奈良県、大阪府	奈良県(◎三郷町)、大阪府(柏原市)	もう、すべらせない!! ~龍田古道の心臓部「亀の瀬」 越えてゆけ~	
和歌山県、大阪 府、 奈良県	○和歌山県(和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町)、大阪府(岸和田市、泉佐野市、河内長野市、和泉市、柏原市、阪南市、岬町、河南町、千早赤阪村)、奈良県(五條市、御所市、香芝市、葛城市、王寺町)	「葛城修験」―里人とともに守り伝える修験道はじまの地	
島根県	益田市	中世日本の傑作 益田を味わう―地方の時代に輝き再び	
島根県	大田市	石見の火山が伝える悠久の歴史〜"縄文の森" "銀のL と出逢える旅へ〜	
岡山県	高梁市	「ジャパンレッド」発祥の地―弁柄と銅の町・備中吹屋	
長崎県、福岡県、 佐賀県	長崎県(◎長崎市、諫早市、大村市)、福岡県(飯塚市、 北九州市)、佐賀県(嬉野市、小城市、佐賀市)	砂糖文化を広めた長崎街道〜シュガーロード〜	
熊本県	八代市	八代を創造した石工たちの軌跡〜石工の郷に息づく石 りのレガシー〜	

*11 文化芸術によるイノベーションの創出、国家ブランドの構築

■ 文化経済戦略の推進

国・地方公共団体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業等他分 野と連携し、創出された新たな価値が文化に再投資され、持続的に発展する「文化と経済の 好循環 | を目指し、平成29年12月に「文化経済戦略 | を策定しました。さらに、この戦略 推進のための主要施策の内容や目標等を明らかにした「文化経済戦略アクションプラン」を 30年8月に策定し、関係府省庁と緊密に連携しながら文化経済戦略を推進します。

また、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの 振興並びに国民の消費生活の安定等を目的とした「特定興行入場券の不正転売の禁止等によ る興行入場券の適正な流通の確保に関する法律(チケット不正転売禁止法)」が平成30年12 月に成立し、令和元年6月14日から施行されました。本法律の適切な運用を図るため、国 民への周知等を行い、興行を通じた文化及びスポーツの振興を推進しています。

2 企業等による芸術文化活動への支援

我が国のアート市場は世界のアート市場規模に比して小規模にとどまっていることから、 我が国のアート市場の活性化とその持続的発展を可能とするよう、産業界等とともに、必要 なシステム形成の方策について検討を進めています。令和3年3月には、文化審議会文化政 策部会に設置したアート市場活性化ワーキンググループにおいて提言がなされ、今後、その 提言を踏まえた具体的な検討を進めていきます。公益社団法人企業メセナ協議会との連携の 下、同協議会が主催する「メセナアワード」の一環として、「文化庁長官賞」を設け、企業 や企業財団による優れたメセナ(芸術・文化振興による社会創造)活動の顕彰を行っていま す。

図 国際文化交流の総合的な推進と国際協力への取組

(1)東アジア諸国や周年事業が設定された国々との交流

1. 東アジア文化都市

「東アジア文化都市」は、日中韓より都市を選定し、各都市が連携して年間を通じて様々 な文化交流事業を実施するものであり、平成26年から毎年選定されています。

令和3年には、日本の北九州市、中国の紹興市・敦煌市、韓国の順天市が選定されまし た。令和2年はコロナ禍の影響で交流事業が当初の計画通りに実施できなかったことから、 日本及び韓国においては、令和2年の選定都市でもあった北九州市、順天市が令和3年も引 続き事業を行います。

2. 周年事業における大型文化事業の実施

外交関係樹立100周年など国交の節目の年をとらえて、友好と相互理解を深めることを目 的とした交流事業を実施しています。令和2年度は、日英交流年「UK in JAPAN」に合わ せ、継続的な文化交流の基点となる場を創出すると同時に、日英文化季間の機運を高め、文 化芸術の振興と今後の継続的な発展を目指すことを目的に、日本とウェールズによるオンラ インでの青少年合唱交流事業を実施しました。

(2) 文化関係の国際的な会議への参加

1. ASEAN + 3 文化大臣会合

ASEAN + 3文化大臣会合は、東南アジア諸国連合(ASEAN)の10か国と対話国(日中 韓3か国)の文化担当大臣が、文化分野における協力について意見交換を行うものです。令 和2年10月には、オンラインで第9回「ASEAN+3文化大臣会合」及び第4回「日 ASEAN文化大臣会合 | が同時開催されました。会合では、「COVID-19の影響と文化芸術セ クターの今後の方向性 | をテーマに各国の現状や取組、課題などが共有され、我が国から は、コロナ禍においてもASEAN諸国との直接の交流をあきらめず、感染対策を万全に取り ながら、今後再開・発展させていく旨表明しました。

2. G20文化大臣会合

G20文化大臣会合は、G20の枠組みにおいて文化分野での協力について意見交換を行うも のです。G20各国の文化担当大臣・副大臣等及び国際機関の代表者の出席のもと、令和2年 11月には議長国サウジアラビアの提案により第1回会合がオンラインで開催されました。 その際には「文化経済の台頭:新しいパラダイム」をテーマに各国の取組、課題などが共有 されました。令和3年にも議長国イタリアのもとで開催される予定となっています。

3. ユネスコ文化大臣会合

令和2年4月にユネスコ文化大臣会合がオンラインで開催されました。130か国以上の文 化担当大臣・副大臣等の出席のもと、新型コロナウイルス感染拡大の影響により停滞する文 化芸術活動への支援の在り方について議論が行われ、困難な状況を克服するため国際的な連 帯を強化すべきという認識を共有しました。

(3) 芸術家・文化人の交流

「日本の心を世界に伝える」をテーマに、日本の第一線で活躍する芸術家や文化人の方々 を「文化交流使」に指名しています。文化交流使は世界各国に一定期間滞在し、日本文化を 海外の人に知っていただくための芸術・文化活動を行います。令和2年度はメディアアー ト、現代舞踊、琉球舞踊、笛、茶道、書道といった分野で活躍中の芸術家・文化人6人が指 名されています。平成26年度から中国及び韓国に派遣している「東アジア文化交流使」は、 作曲家とデザイナーの2人が指名されています。令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡 大により、海外での活動を十分に行える状況でなかったことから、活動期間を令和3年度ま で延長しています。また、国内外の芸術家を招へいし、地域で芸術活動を行うアーティス ト・イン・レジデンス(AIR(エアー))への支援により、地域における国際文化交流を推 進しています。(令和2年度補助採択団体:20団体)

(4)芸術文化の国際交流の推進

芸術文化の国際交流の推進は、我が国の芸術文化水準の向上を図るとともに我が国に対す るイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献するものです。文化庁は、芸術文化の 国際交流を推進するため、芸術団体が海外公演を行ったり、有名な国際芸術祭に参加した り、海外映画祭等に出品したりする取組を支援しています。また、平成30年6月に「国際 文化交流の祭典の実施の推進に関する法律(平成30年法律第48号)」が成立し、これに基づ き31年3月に「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」が閣議決定されたこ とを踏まえ、日本にて行われ、世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進しま す。

(5)文化財に関する国際交流・協力の推進

1. 文化遺産の保護における国際協力

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」を踏まえ、文化遺産国 際協力コンソーシアムの下で、文化庁、外務省、大学・研究機関、民間助成団体等が一体と なって連携協力し、文化遺産の保護における国際協力を効果的かつ効率的に推進していま す。具体的には、国内の各研究機関等とネットワークを構築して、文化遺産国際協力に関す る調査研究や普及啓発などを行っています。

2. 国際社会からの要請等に基づく国際支援

文化遺産の保護における国際貢献事業として、文化遺産国際協力コンソーシアムなどの場 を通じ、関係機関とも協力しながら、文化遺産の保護における国際貢献事業として、「緊急 的文化遺産国際貢献事業 |、「文化遺産国際協力拠点交流事業 | を実施しています。

「緊急的文化遺産国際貢献事業」では、平成16年度から、紛争や自然災害によって被災し た文化遺産について、関係国や機関からの要請等に応じ、我が国の専門家の派遣や相手国の 専門家の招へいを行うなど緊急対応の専門家交流事業を実施しています。令和2年度は、ア フガニスタン、レバノン、シリア、ウズベキスタンを対象に事業を実施しました。また、 「文化遺産国際協力拠点交流事業」では、平成19年度から、海外の国や地域において文化遺 産の保護に重要な役割を果たす機関等との交流や協力を行う拠点交流事業を実施し、現地で 文化遺産の保護に携わる人材の養成に取り組んでいます。令和2年度からは、新規事業とし て ASEAN10 か国の文化遺産教育に資する国際連携、イラク・クルディスタン地区における 文化遺産国際協力、カンボジア「サンボー・プレイ・クック遺跡群」の保存・修理のための 人材育成、アルメニア共和国における文化遺産保護のための人材育成に関する拠点交流事業 を実施しました。

3. 二国間取決め等による国際交流・協力

(ア) 二国間交流・協力

文化遺産の保護においては、様々な国と二国間交流・協力を実施しています。特に、文化 財の保存修復や国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアとは文化遺産国際協力に関す る覚書を締結して、例えば文化財建造物の防災対策など、共通の課題をテーマに積極的な交 流を行っています。

(イ)文化財保存修復研究国際センター(ICCROM)との連携協力

我が国は、国際機関である文化財保存修復研究国際センター(ICCROM:イクロム)に 加盟し、分担金の拠出や調査官の派遣など国際的な研究事業等への協力を行っています。

4. 文化財の不法な輸出入等の規制

不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入等の危険から保護するため、平 成14年に「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する 条約|を締結し、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律|を制定しました。この 法律は、外国の博物館等から盗取された文化財の輸入を禁止しており、盗難被害にあった者 は、民法で認められている代価弁償を条件として、特例として回復請求期間が10年間に延 長されています。

また、「シリアにおいて不法に取得された文化財の輸入における取扱いについて」(平成27 年10月5日付け文化庁文化財部長通知)により、イラクに加え、シリアにおいて不法に取 得された文化財についても輸入規制の対象となっています。

さらに、武力紛争時における文化財を保護するため、「武力紛争の際の文化財の保護に関 する条約」と「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」等に基づいて、武力紛争時に他 国に占領された地域(被占領地域)から流出した文化財の輸入が規制されています。また、

武力紛争時において戦闘行為として文化財を損壊する行為や、文化財を軍事目的に利用する 行為等が罰則の対象となっています。

第12章 博物館・劇場等の振興

■ 博物館の振興

博物館は、歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及等の本来の役割や機能に加え、観光・まちづくり・教育等の関連分野との有機的な連携を図りつつ、地域の文化振興の拠点となることが期待されています。

こうした背景を踏まえ、平成30年10月の文化庁の組織再編時に、博物館に関する事務を 文部科学省から文化庁へ移管しました。博物館のさらなる振興を図るべく、令和元年11月 に文化審議会博物館部会を設置し、博物館に関する総合的な議論を継続して行っています。 また、令和3年1月からは、博物館部会におけるこれまでの議論を踏まえ、博物館部会の下 に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」を設置して、博物館に関する法制度の在 り方について具体的な検討を進めています。

(1) 博物館への支援

地域の教育力の向上や、博物館職員の資質向上を目的として、学芸員の資格認定試験や、 博物館長及び学芸員等を対象とした専門的な研修等を実施しています。

また、博物館が核となって実施する地域文化の発信や、子供、学生、社会人等あらゆる者が参加できるプログラム、学校教育等との連携によるアウトリーチ活動、新たな機能の創造等を図る取組等、博物館がもつ専門的機能を生かし、地域の社会的課題に対応するモデル性のある事業を支援する「地域と共働した博物館創造活動支援事業」等、様々な支援を行っています。

さらに、国立美術館・国立博物館は、多くの方に来訪していただけるよう、コンサートや ワークショップなどの参加・体験型各種イベントを実施しています。

(2)美術品補償制度

「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」に基づいて、展覧会のために海外等から借り受けた美術品に損害が生じた場合にその損害を政府が補償する「美術品補償制度」が設けられています。この制度の創設以来、令和3年3月末現在で41件の展覧会が美術品補償制度の対象になっています。美術品補償制度によって、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で優れた展覧会が安定的・継続的に開催されることが期待されています。

また、「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」によって、従来は強制執行等の禁止措置が担保されていないために借り受けることが困難であった海外の美術品等を公開する展覧会の開催が可能となっています。

(3) 登録美術品制度

「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づいて、優れた美術品の美術館や博物館における公開を促進する「登録美術品制度」が設けられています。この制度は、優れた美術品について、個人や企業等の所有者からの申請に基づき、専門家の意見を参考にして文化庁長官が登録するものです。登録された美術品は、所有者と美術館の設置者との間で

結ばれる登録美術品公開契約に基づき、当該美術館で5年以上の期間にわたって計画的に公 開・保管されます。また、登録美術品については、相続税の物納の特例措置*2が設けられて います。なお、令和2年度税制改正大綱をうけた令和3年4月の登録基準の改正により、登 録対象が拡大し、制作者が生存中である美術品のうち一定のものが加わりました。

(4) 国立施設の取組

1. 国立美術館

国立の美術館として、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、 国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館、国立工芸館が設置されています。各国立 美術館は、それぞれの特色を生かしつつ、連携・協力して、美術作品の収集・展示、教育普 及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、国内外 の研究者との交流、学芸員の資質向上のための研修、公私立美術館に対する助言、地方にお ける巡回展などを行っています*3。

令和2年度は、4月から各国立美術館で2、3か月程度の臨時休館の対応を行い、併せて 一部展覧会については中止・延期等を行いました。開催した主な展覧会としては「ピー ター・ドイグ展」(東京国立近代美術館)、「人間国宝森口邦彦 友禅/デザイン 交差する自 由へのまなざし」(京都国立近代美術館)、「ロンドン・ナショナル・ギャラリー展」(国立西 洋美術館)、「ヤン・ヴォー ーォヴ・ンヤ」(国立国際美術館)、「佐藤可士和展」(国立新美術 館)などが挙げられます。そのほか、国立映画アーカイブは、「松竹第一主義松竹映画の 100年」の上映などを行いました。なお、展覧会及び上映会の開催にあたっては、感染症防 止対策を徹底しました。

2. 国立文化財機構

国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館 の4博物館を設置し、有形文化財を収集・保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財 研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた7施設におい て調査・研究などを行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図るこ とを目的としています*4。同機構は、所蔵する国宝・重要文化財を含む約14万件(令和2年 度末現在)の文化財を活用し、平常展、企画展などを通じて日本の歴史・伝統文化や東洋文 化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。新型コロナウイルス感染症 拡大の影響により、各国立博物館と文化財研究所の公開施設は、令和2年2月27日より6 月1日まで臨時休館をしました。6月2日の再開館後も、入館事前予約制の導入や検温、消 毒、飛沫飛散防止等の感染症対策を徹底しました。また、ギャラリートークやハンズオン展 示など対面形式でのプログラムに制限される代替えとして、講演会や展示解説の動画制作や ダウンロード可能なワークシートなどのコンテンツ制作を実施し、各施設のウェブサイト等 で発信しました。令和2年度には、計画していた多くの展覧会が中止や延期となる中で、特 別展「きもの KIMONO | (東京国立博物館)、御即位記念 特別展「皇室の名宝 | (京都国立 博物館)、特別展「第72回正倉院展」(奈良国立博物館)、特別展「奈良・中宮寺の国宝」(九 州国立博物館)などの特別展を開催しました。

東京文化財研究所は、日本及び東洋の美術・工芸等の文化財、無形文化遺産に関する調査 研究や文化財の保存に関する科学的な調査、修復材料・技術の開発に関する研究を行ってい ます。また、海外の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品の修復協力等アジア諸国を中心

^{*2} 相続税の物納の特例措置:相続税の物納が認められる優先順位を国債や不動産などと同じ第一位とするもの。物納された美術 品は、それまで公開契約を結んでいた美術館に無償で貸与され、引き続き美術館での保管・公開が可能となる。

^{*3} 参照:http://www.artmuseums.go.jp/

^{*4} 参照:https://www.nich.go.jp/

とした文化遺産保存修復協力や人材育成、被災文化遺産復興支援などの国際協力も進めてい ます。

奈良文化財研究所は、遺跡、建造物、歴史資料などの調査研究や平城宮跡、飛鳥・藤原宮 跡の発掘調査などを進めています。全国各地の発掘調査などに対する指導・助言や文化財担 当の専門職員などに対する研修も行っています。

アジア太平洋無形文化遺産研究センターは、日本政府とユネスコの協定に基づき設置さ れ、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護に関する調査研究を強化する拠点の一つと して様々な活動を行っています。

平成30年7月に設置された文化財活用センターでは、文化財の「保存」と「活用」の両 立に留意しながら高精細画像による複製品の製作と、VR (バーチャル・リアリティ)、8K などの先端技術や複製を用いたコンテンツ開発、国立博物館収蔵品の貸与促進などの事業を 推進しています。令和2年度は、事業実施に新型コロナウイルス感染症の影響を受けました が、バーチャル空間で来訪者の分身であるアバターが展示を鑑賞する特別展や非接触型の体 験コンテンツの開発等の、新たな鑑賞方法の創出に向けた取組を進めるとともに、博物館に おける感染防止対策への相談窓口を設置し、全国の施設からの相談に対応しました。

令和2年10月に設置された文化財防災センターでは、これまで築き上げてきた文化財等 関連組織の幅広いネットワークを生かし、各種災害に対する多様な文化財の防災・救援のた め、連携・協力体制を構築するとともに、救援及び収蔵・展示における技術開発や普及啓発 などの事業等を行っています。災害発生時には、文化庁や関連団体と連携し、被害状況の情 報収集を行い、重篤な被害が出た場合には文化財レスキューや技術的支援を行います。

また、東京・京都・奈良・九州国立博物館においては、インバウンドを含めた来館者の満 足度向上を目指し、多言語対応の充実や快適な鑑賞環境の整備等を含んだプランを策定し、 各地域の拠点としての国立文化施設の機能強化に向けて取り組んでいます。

3. 国立科学博物館

国立科学博物館は、国立で唯一の総合科学博物館であり、自然史、科学技術史に関する調 査・研究、標本・資料の収集・保管とその継承を進めるとともに、調査研究の成果や標本・ 資料を生かして展示や学習支援活動を実施しています*5。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、事業運営に大きな影響を受けまし た。令和2年2月末から5月にかけて臨時休館し、6月の再開館後も、入館事前予約制の導 入や検温、消毒、飛沫飛散防止等の感染症対策を徹底するとともに、各事業において、実施 方法や開催時期の変更等の対応をしました。

特別展「大地のハンター展」については、令和2年7月~11月から令和3年3月~6月に 会期を変更して開催しました。また企画展においては、一部で会期の変更がありましたが、 「国立公園 |、「日本のたてもの |、「東日本大震災から10年 |、「小惑星探査機『はやぶさ2』| 等を開催しました。学習支援活動については、未就学児から成人まで幅広い世代に自然や科 学の面白さを伝え共に考える機会を提供する講座等を、対面だけでなくICTも活用して実 施しました。また、博物館・教育委員会と協働した「教員のための博物館の日」を全国17 か所で実施しました。

加えて、3DビューとVR映像を活用し博物館にいなくても展示を観覧できる「おうちで 体験!かはくVR|や研究者による研究内容や展示の解説動画など、自宅で楽しめる様々な コンテンツを公開しました。また、各地の科学系博物館等と連携した「ディノ・ネットデジ タル恐竜展示室」等、標本・資料のデジタルデータの活用やオンライン講座の有料配信に取

り組み、自己収入の増加や地域博物館の活性 化に資する各種事業の開発を行いました。

さらに、機械遺産及び重要航空遺産に認定 されている我が国唯一の純国産民間輸送機で ある YS-11 量産初号機の組立作業を、移設先 の茨城県筑西市やインターネット上で公開 し、将来に継承すべき財産としての重要性や 意義を広く発信しました。組立に係る費用は クラウドファンディングで調達し、民間企業 と連携して、地域の文化経済の活性化に貢献 することを目指し、移設先に「科博廣澤航空 博物館」を開設する計画を発表しました。



常設展示(地球館1階マッコウクジラ半身模型付全身骨格標本)

4. 国立近現代建築資料館

国立近現代建築資料館は、近現代建築に関する資料(図面など)を次世代に継承するため の保存と活用を行う建築資料専門のアーカイブズ施設*6です。

同館では、近現代建築資料に関する情報収集、資料の収集・保管・公開及び調査研究を行 うとともに、展覧会の開催を通じて、我が国の建築文化に対する国民への理解増進を図って います。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響で展示計画が一部変更したもの の、収蔵品展として「ミュージアム1940年代 - 1980年代: 始原からの軌跡」(10月1日~11 月15日/入場者数3.769人)、日本博「日本のたてもの展」第3会場として「工匠と近代化 大工技術の継承と展開」(12月10日~2月19日/入場者数3,348人)を開催しました。

また、収集資料のデジタル化についても積極的に実施し、利用者の利便性向上に向けた取 組も進めています。



「ミュージアム 1940年代-1980年代」展会場風景



「工匠と近代化」展 記帳と検温による受付での感染対策

5. 国立アイヌ民族博物館

令和2年7月12日に開館した国立アイヌ民族博物館は、先住民族アイヌを主題とした初 の国立博物館であり、また、アイヌ文化の復興・発展の拠点となるウポポイ*7(民族共生象 徴空間)の中核施設です。「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴 史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発 展に寄与する」という理念の下、「私たちの」という切り口で、アイヌの視点から紹介する 6つのテーマで構成する基本展示や、体験キットを手に取って体感できる探究展示"テンパ

^{*6} 参照:https://nama.bunka.go.jp/

^{*7} ウポポイとは、"(おおぜいで)歌うこと"というアイヌ語による愛称

テンパ *8 "、高精細の映像が楽しめるシアターの映像等を通して、アイヌの歴史や文化を総合的・一体的に展示します。

また、館内の第一言語をアイヌ語とし、サインや展示解説等にアイヌ語を積極的に使用するとともに、最大8言語の多言語対応により、多様な来館者の理解促進とアイヌ語に触れる機会の創出を図ることとしています。



国立アイヌ民族博物館



伝統的な文様が印象的なエントランス

2 劇場・音楽堂等の振興

(1) 劇場、音楽堂等の活性化

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」の趣旨を踏まえ、文化拠点である劇場、音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発事業等を支援することによって、劇場、音楽堂等の活性化を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進する「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」を実施しています(令和2年度採択実績207件)。

(2) 障害者等に対応した劇場・音楽堂等に関する税制措置

平成30年、障害者や高齢者に対して高度なバリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等に対し、固定資産税等を減免する特例が創設されました。これにより、劇場・音楽堂等が、障害者等に優しい文化拠点として、年齢・障害の有無にかかわらず共に文化芸術活動ができるような環境の整備を図り、共生社会の実現に向けた取組を支援します。

(3) 日本芸術文化振興会

1. 伝統芸能の保存・振興

我が国の伝統芸能の振興の拠点として、国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわが設置されています。日本芸術文化振興会は、これらの5館を通して、歌舞伎、文楽、舞踊、邦楽、大衆芸能、能楽、組踊等の伝統芸能の公開や、伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を行っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、4~6月にかけてほとんどの主催公演を中止しながらも、新たな試みとして映像配信を実施し、再開後には「独立行政法人日本芸術文化振興会新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき、感染予防対策を徹底した上で、公演事業として、5館で計123公演(841回)を実施しました。歌舞伎では、10月から12月まで2部制の上演形態で、当代を代表する俳優陣による名舞台との若手俳優を積極的に起用した演目を組み合わせた公演を提供し、通し狂言「四天王御江戸鏑」やコロナ禍における挑戦的な試みとなった新作「幸希芝居遊」等を上演したほか、3

月には解説付き公演を実施しました。また、2月特別企画公演では、様々な伝統芸能に、プ ロジェクションマッピングを融合させ、日本の美を追求した伝統芸能の魅力を発信しました (国立劇場)。文楽では、コロナ禍での上演形態として3部制や4部制を採用し、コンパクト な公演を実施しました。文楽三味線弾きの鶴澤清治文化功労者顕彰記念公演も行いました (国立文楽劇場・国立劇場)。大衆芸能では、所属団体の異なる名人上手の落語家の競演と なった「日本博寄席2020」や芸術祭主催「国立名人会〜夢追う人びと〜」、日本演芸家連合 の出演による「演芸大にぎわい~東から西から~ | 等の公演を実施しました(国立演芸場)。 能楽については、古典作品のほか、新作・復曲作品等の様々な演目を上演しました(国立能 楽堂)。また、外国人を対象とした、「Discover BUNRAKU」、「Discover NOH & KYOGEN」、「Discover KUMIODORI」を上演しました。

伝承者養成事業では、令和3年3月現在、歌舞伎俳優4人、歌舞伎音楽(長唄)1人、大 衆芸能(寄席囃子)2人、能楽5人、文楽2人、組踊10人がそれぞれ研修中です。

また、伝統芸能に関する調査研究を継続的に実施しているほか、各館において展示や各種 講座等を実施し、伝統芸能に関する理解促進と普及に努めています。

2. 現代舞台芸術の振興・普及

我が国の現代舞台芸術の振興の拠点として、新国立劇場が設置されています。日本芸術文 化振興会は、新国立劇場を通して、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の公演の実施や、実 演家等の研修、現代舞台芸術に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を 行っています*9。

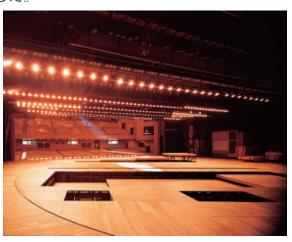
令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、4~6月の公演を中心に、 複数の公演が中止になりました。

公演実施に当たっては、「新国立劇場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラ イン」に基づき、感染拡大防止対策を徹底しました。

令和2年度の公演事業としては、オペラ 「夏の夜の夢」、バレエ「ドン・キホーテ」、 現代舞踊「Shakespeare THE SONNETS」、 演劇「リチャード二世」など、計16公演 (131回)を実施しました。

実演家研修事業では、令和3年3月現在、 オペラ14人、バレエ19人、演劇37人がそれ ぞれ研修中です。

また、新国立劇場館内や情報センターにお いて展示やオンラインを含む各種講座等を実 施し、現代舞台芸術の理解促進と普及に努め ています。



国立劇場大劇場 廻り舞台

第13節

社会の変化に対応した国語・日本語 教育に関する施策の推進

■ 国語施策の推進

国語は、国民の生活に密接に関係し、我が国の文化の基盤になるものです。時代の変化や 社会の進展に伴って生じる国語に関する諸問題に対応して、より適切な国語の在り方を検討 しながら、その改善のために必要な施策を実施しています。

(1) 国語課題の検討

文化審議会国語分科会は令和3年3月に「新しい「公用文作成の要領」に向けて(報告)」*10を取りまとめました。この報告は、「公用文作成の要領」(昭和27年内閣官房長官依命通知別紙)を見直し、現代社会にふさわしい手引とするよう提案するものです。公用文を、文書の目的や性格、想定される主な読み手、用いられる媒体などによって「法令」「告示・通知等」「記録・公開資料等」「解説・広報等」に分類し、それぞれに応じた文書作成に参考となる考え方等を示しています。法令や告示・通知等では、従来の公用文の書き表し方の原則を今後も適切に適用するよう確認するとともに、一方で、国民に直接向けるような文書では、もっと分かりやすく親しみやすい書き表し方をする工夫を積極的に用いていくよう求めています。

あわせて、令和3年3月に「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方」*11を取りまとめました。これは、「障害」の「害」の表記について、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うことを政府に求めた、平成30年5月の衆議院文部科学委員会決議と同年6月の参議院文教科学委員会附帯決議を踏まえ、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否について審議したものです。出現頻度(書籍、ウェブサイト等における各漢字の使用数)や造語力(熟語を作る能力)について、「碍」の字はそのどちらも高くないこと、また、どのような表記を用いるのが望ましいかについて、障害者とその関係者の方たちの中にも様々な考え方があることを踏まえ、「碍」の字を直ちに常用漢字表に追加することはしないが、出現頻度などの使用状況を調査するなど、国語施策の観点から、引き続き動向を注視していくこととしています。また、常用漢字表にない漢字を用いることや仮名で書くことを妨げるものではないことについても、改めて確認しています。

(2) 国語に関する世論調査

社会変化に伴う日本人の国語意識の現状について調査するために、平成7年度から「国語に関する世論調査」を実施し*12、その結果を毎年秋に公表しています。令和2年9月に公表した令和元年度調査では、外国人とのコミュニケーションや、平成22年の常用漢字表改定での追加漢字に関する問いを中心に、全部で13の項目について調査しました。

また、「国語に関する世論調査」で平成12年度から取り上げてきた慣用句等の調査結果に基づいて作成した動画「ことば食堂へようこそ!」を、YouTube文部科学省公式チャンネル MEXTch において公開中です*13。

^{* &}lt;sup>10</sup> 参照:https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/92968501_01.pdf

^{*11} 参照:https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/92880801_03.pdf

^{*12} 参照:https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/index.html
*13 参照:https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kotoba_shokudo/index.html

(3)消滅の危機にある言語・方言に関する取組

平成21年2月にユネスコがアイヌ語など国内の八つの言語・方言 *14 が消滅の危機 *15 にあ ると発表したことを受けて、これらの調査研究や現況周知の取組等を行っています(図表 2-9-19)。また、23年3月11日に起きた東日本大震災の被災地方言に関しても、保存・継 承のための取組を支援しています。

図表 2-9-19 ユネスコによる日本における消滅の危機にある言語・方言とその危機状況

滅】該当なし

【極めて深刻】アイヌ語(北海道等)

【重大な危険】八重山方言(石垣島、波照間島等) 与 (与那国島)

険】八丈方言 (八丈島、青ヶ島等) 【危

奄美方言(奄美大島、喜界島、徳之島等)

国頭方言(沖縄本島北部、与論島、沖永良部島等)

沖縄方言(沖縄本島中南部、久米島等)

宮古方言(宮古島、多良間島等)

【脆 弱】該当なし

【安 全】記載をせず

ユネスコが認定した八つの危機言語・方言については、それぞれ危機度の実態や保存・継 承のための取組状況を調査しました。

これらの調査結果を受け、記録不十分な地域の調査研究と危機的な状況を周知するための 「危機的な状況にある言語・方言サミット」、研究者と行政等担当者の情報交換の場としての 「危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会」を開催しています(令和2年度は新 型コロナウイルス感染症拡大のため、サミットは中止し、研究協議会を持ち回りの形式で開 催。)。

さらに、「極めて深刻」とされたアイヌ語を保存・継承し、学習に資するため、アイヌ語 音声資料を文字化し、翻訳や注釈を付して公開するアーカイブ(保存記録)化に取り組んで います。具体的には、アイヌ語のアナログ資料のデジタル化とアイヌ語のアーカイブ作成の 支援、アーカイブ作成における文字化や翻訳ができ、後進の指導にも当たれる人材の育成を 行っています。令和2年度は、約千本のアナログ資料を対象としたデジタル化や、公益財団 法人アイヌ民族文化財団(国立アイヌ民族博物館)のアーカイブ作成の支援と人材の育成を 行いました。

また、東日本大震災によって消滅の危機度が高まった被災地の方言については、青森県、 岩手県、宮城県、福島県、茨城県の各方言の特徴と方言に対する意識を調査した後、被災地 における方言の活性化支援事業を実施するなど被災地の方言の保存・継承に資する活動を支 援しています。

なお、平成22年度以降の消滅の危機にある言語・方言に関する調査研究の結果等につい ては、文化庁ウェブサイトで公開しています*16。

^{*14} ユネスコでは、日本で「方言」として扱われる言葉も「言語」として扱っている。

^{*15}ユネスコでは、消滅の危機状況について、危機の度合いの高いものから順に、【絶滅】、【極めて深刻】、【重大な危険】、 【危険】、【脆(ぜい)弱】、【安全】と表している。

^{* &}lt;sup>16</sup> 参照:https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/index.html



危機的な状況にある言語・方言サミット(令和元年度・奄美市)



被災地における方言の活性化支援事業(令和元年度・釜石市)

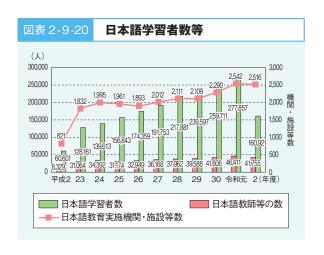
2 外国人に対する日本語教育施策の推進

(1) 外国人に対する日本語教育施策

国内の在留外国人数は、約289万人と近年は250万人を超えて推移し、我が国に中長期に 在留する外国人が増加しています(令和2年末時点、出入国在留管理庁調べ)。新型コロナ ウイルス感染症の影響による入国制限に伴い、多数の外国人が入国できない事情があったも のの、国内の日本語学習者数は、約16万人(令和2年11月時点、文化庁調べ)となってお

り、日本で暮らす多くの外国人が様々な目的 で日本語を学んでいます(図表 2-9-20)。 また、元年6月には「日本語教育の推進に関 する法律(令和元年法律第48号)」が成立す るとともに、2年6月には「日本語教育の推 進に関する施策を総合的かつ効果的に推進す るための基本的な方針」が閣議決定されました。

このような状況の下で、文化庁は、コミュ ニケーションの手段、文化発信の基盤として の日本語教育の推進を図るため様々な取組を 行っています。



(2)日本語教育の全国展開・学習機会の確保

文化庁では、国の基本的な方針を踏まえて、地方公共団体が地域の実情に応じた日本語教 育の推進を図るため、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を実施し、都道府県・ 政令指定都市が実施する日本語教育環境を強化する取組を支援しています。

また、「生活者としての外国人」のための日本語教室がない地域(空白地域)を対象とし た日本語教室立ち上げを支援する地域日本語教育スタートアッププログラムや、日本語学習 サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」(通称:つなひろ) $*^{17}$ (図表 2-9-21) を 公開しています。同サイトは、空白地域に居住する外国人等を対象に、生活に役立つ日本語 の学習機会を提供することを目的として、動画を中心とした日本語学習コンテンツを10言 語で公開しています。

その他、文化審議会国語分科会が取りまとめた「「生活者としての外国人」に対する日本 語教育の標準的なカリキュラム案」などが、地域の日本語教育を推進する上で一層活用され

^{* 17} https://tsunagarujp.bunka.go.jp/

るよう周知を図るとともに、各地における先 進的な日本語教育の支援や難民に対する日本 語教育等にも取り組んでいます。

(3) 日本語教育の質の向上

外国人の日本語学習者が増加し多様化する 中で、日本語教育の水準を向上するために は、日本語教育人材の資質・能力の向上が不 可欠になっています。

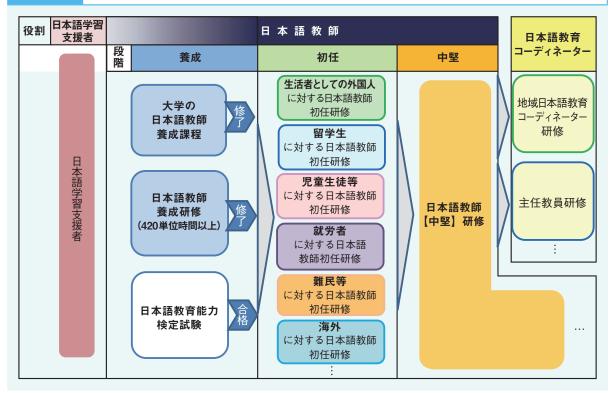
文化庁では、文化審議会国語分科会が示し

日本語学習サイト 図表 2-9-21 「つながるひろがる にほんごでのくらし」 LANCONCE MASS -Q. つながるひろがる つながるひろがる にほんこ

た教育内容やモデルカリキュラムに基づき、日本語教育人材が役割・段階・活動内容に応じ た研修が受けられるよう支援しています。大学や日本語教育機関等における日本語教師養成 カリキュラムの開発に加え、「生活者としての外国人」や就労者、留学生、児童生徒等、難 民などに対する初任日本語教師、中堅日本語教師や日本語教育コーディネーター、日本語学 習支援者のための研修カリキュラムの開発を行っています。さらに、開発したカリキュラム の優良モデルを活用した研修事業を全国で実施しています。

その他、日本語教育に関する調査及び調査研究等を実施するとともに、日本語教育大会等 を通じて情報の発信・共有を行っています。

図表 2-9-22 日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ



(4) 日本語教育の更なる推進に向けた施策の検討

文化庁では、日本語教師の質の向上及びその確保を図り、教師としての資質・能力を証明 するための資格の制度設計について検討しています。令和2年3月10日には「日本語教師 の資格の在り方について (報告)」(文化審議会国語分科会)を取りまとめ、日本語教師の養 成修了段階を対象とし、一定の登録要件を満たす者を「公認日本語教師」とすることを提言 しました。

令和2年度からは、「日本語教師の資格に 関する調査研究協力者会議」を開催し、資格 制度の枠組みや制度の実施に関連する事項の 詳細についての検討を行うとともに、日本語 教師の業の範囲等を明確にするため、日本語 教育の推進に関する法律附則第2条における 「日本語教育機関」の範囲や評価制度等につ いても併せて検討を行っています。

このほか、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会では、日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受

図表 2-9-23 主任教員研修の様子



けられ評価できるようにするため、「日本語教育の参照枠」について検討を行っています。 また、この「参照枠」に基づき、「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活していく上で必要な日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるように支援するため、「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」の改定を行うとともに、外国人が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為に基づいた言語能力記述文である「生活 Can do」の作成を行っています。

第 4 新 新しい時代に対応した著作権施策の 展開

■ 令和3年著作権法改正

令和3年通常国会において「著作権法の一部を改正する法律」(令和3年法律第52号)が成立し、令和3年6月2日に公布されました。

本法律は、下記(1)①の改正事項は公布後1年以内で政令で定める日から、下記(1)②の改正事項は公布後2年以内で政令で定める日から、下記(2)の改正事項は令和4年1月1日から、それぞれ施行されることとなります。

本法律に関する検討経緯や主な内容は以下のとおりです。

(1) 図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)

図書館関係の権利制限規定については、従来から、デジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があるとの指摘がなされてきたところ、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化しました。これを受け、令和2年8月以降、文化審議会著作権分科会において、議論が行われ、最終的には、3年2月3日付けで報告書が取りまとめられました。

これを受け、本法律では、①絶版等資料(絶版等により一般に入手困難な資料)について、国立国会図書館が事前登録した利用者に対して、直接インターネット送信できるようにし、また、利用者側では、自分で利用するために必要な複製(プリントアウト)や、非営利・無料等の要件の下での公の伝達(ディスプレイなどを用いて公衆に見せること)をできることとしています。また、②一般の図書館資料について、権利者保護のための厳格な要件設定や補償金の支払いを前提に、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が著作物の一

部分のメール送信等を実施できることとしています。

(2) 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化

放送番組のインターネットでの同時配信等は、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させ るものであり、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興・国際競争力の確保等の観点か ら非常に重要な取組です。そこで、令和2年8月末に総務省において取りまとめられた放送 業界の要望を基に、同年9月以降、文化審議会著作権分科会において議論が行われ、最終的 には、3年2月3日付けで報告書が取りまとめられました。

これを受け、本法律では、①権利制限規定の同時配信等への拡充、②許諾推定規定(放送 番組での著作物等の利用を認める契約を行う際、権利者が別段の意思表示をしていなけれ ば、放送及び同時配信等での利用を許諾したものと推定する規定)の創設、③同時配信等に 係るレコード・レコード実演の利用円滑化、④リピート放送の同時配信等に係る映像実演の 利用円滑化、⑤裁定制度の改善という5点の措置を講ずることとしています。これにより、 放送事業者の有する権利処理に係る様々な課題が総合的に解決され、視聴者・放送事業者・ クリエイターの全てにとって利益となることが期待されます。

☑ 海賊版対策を中心とした令和 2 年著作権法改正

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」 (令和2年法律第48号)が令和2年6月12日に公布されました。

本法律は、昨今、深刻化している海賊版被害に対応するため、ユーザーを海賊版に誘導す るリーチサイト等や海賊版のダウンロードに対する規制をはじめとした著作権等の適切な保 護を図るための措置や、著作物等の利用の円滑化を図るための措置を講ずるものです。

まず、リーチサイト対策については、侵害コンテンツへのリンク情報等を集約してユー ザーを侵害コンテンツに誘導するリーチサイト等における侵害コンテンツへのリンク提供を 著作権侵害とみなし、民事措置及び刑事罰の対象とするとともに、サイト運営者等に刑事罰 を科すこととしています。

次に、侵害コンテンツのダウンロード違法化については、ダウンロード規制の対象を音 楽・映像から著作物全般に拡大し、侵害コンテンツと知りながらダウンロードする行為につ いて、一定の要件の下で、私的使用目的であっても違法とすることとしています。その際、 「海賊版対策としての実効性確保」と「国民の正当な情報収集等の萎縮防止」のバランスを 図る観点から、一定の要件を付加しています。具体的には、①スクリーンショットの際の写 り込み、②漫画の1コマ〜数コマなどの軽微なもの、③二次創作・パロディ、④「著作権者 の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロードを規制の対象 外としています。刑事罰については、さらに、正規版が有償で提供されている場合、反復・ 継続して行う場合に限定し、親告罪としています。また、附則に運用上の配慮規定などを設 けています。

そして、国及び地方公共団体は、改正法附則の規定に基づき、未成年者を含む国民が侵害 コンテンツのダウンロードの防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、普及啓 発・教育の充実を図る必要があるとされたところ、文化庁では、法改正のポイントを分かり やすく解説したリーフレットや、詳細なQ&A、著作権広報大使である「ハローキティ」を 活用した啓発動画等を作成・公表しています*18。これらも活用しつつ、引き続き、様々な機 会を通じて重点的に周知等を行ってまいります。

^{* 18} 参照:https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/92735201.html

なお、リーチサイト対策は令和2年10月1日から、侵害コンテンツのダウンロード違法 化は令和3年10月1日から施行されています。

このほかに、写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大、行政手続に係る権利制限規 定の整備、著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入、著作権侵害訴訟における証拠収 集手続の強化、アクセスコントロールに関する保護の強化及びプログラムの著作物に係る登 録制度の整備等を行っています。

🔞 「授業目的公衆送信補償金制度」の本格実施

文部科学省のGIGAスクール構想の推進や、新型コロナウイルス感染症の影響により、オ ンラインにおける教育活動が進んできています。こうした中、教育のデジタル・トランス フォーメーションを加速する著作権制度として、平成30年の著作権法改正で創設された「授 業目的公衆送信補償金制度」が、令和2年4月28日から施行されました。本制度の施行前 においては、学校等の授業の過程における資料等のインターネット送信については、個別に 著作権者から許諾を得る必要がありました。本制度の施行により、地方公共団体や学校法人 等の教育機関の設置者が文化庁長官の指定管理団体である「一般社団法人授業目的公衆送信 補償金等管理協会(サートラス)」に対し一括して補償金を支払うことにより、教育現場に おいて個別の許諾を要することなく、授業の過程において必要な限度で、様々な著作物をよ り円滑に利用できることとなりました。令和3年度からの補償金額(年間包括契約)は、児 童生徒等一人当たり小学校120円、中学校180円、高等学校420円などとなっています。ま た本制度の創設を契機に設立された、教育関係団体と権利者団体等で構成される「著作物の 教育利用に関する関係者フォーラム」が新制度に関する運用指針を策定し、公表していま す。詳しい制度の内容や補償金の額、運用指針についてはウェブサイト*19*20を御参照くだ えい。

4 著作権の円滑な流通の促進

インターネットの普及は、著作物のデジタル化とあいまって、著作物の流通形態を劇的に 変化させているところ、著作物の流通促進の観点から、次の施策を行っています。

(1)「著作権等管理事業法」の的確な運用

著作権等の管理については、著作物等の利用者の便宜を図るとともに、権利行使の実効性 を高めるため、著作物等を集中的に管理する方式が普及しています。

文化庁では、これらの事業を行う「著作権等管理事業者*21」に対して、「著作権等管理事 業法|に基づき、年度ごとの事業報告の徴収や立入検査などを行い、適切に事業が行われる よう指導監督を行っています。

(2) 「裁定制度 | の運用と利用円滑化に向けた取組

著作権者等の所在が不明の場合に著作物等を適法に利用するための「裁定制度」の運用を 行います。令和2年度は書籍における著作物など約1,700点の著作物等の利用について裁定 を行い、また、裁定制度の利用円滑化の観点から、利用者が著作物を利用開始できるまでに 要する期間を1週間程度短縮するなど、制度の見直しを行いました(令和3年度から運用開

^{*19}文化庁 授業目的公衆送信補償金の額の認可について:https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92728101. html

^{*&}lt;sup>20</sup>著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 「改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)」を公表: https://forum.sartras.or.jp/info/005/

^{*21} 登録事業者数:29事業者〈令和3年3月1日現在〉

始) *22。なお、後述の「オーファンワークス」対策事業においても、制度の利用円滑化に向 けた取組を行っています。

(3)「オーファンワークス|対策事業

近年のデジタル・ネットワーク化の進展により、著作物等の創作・流通・利用に係るコス トが大きく低下し、著作物の創作主体等が多様化したことから、権利者の所在不明の著作物 等(オーファンワークス)が増加し、著作物を適法に利用できない場面が生じています。こ の課題解決に向けて、以下の取組を実施しています。

①オーファン化防止対策

音楽分野の権利情報を基本データベースに一元的に集約する取組を進めることにより、 オーファンワークスが生じない環境を整備します。

②オーファンワークスに関わる許諾環境の整備

著作物の創作又は利用を職業としない人でも簡単に契約書を作成できるよう、契約書のひ な形を半自動作成するシステムの構築を行います。

③「裁定制度」の利用円滑化

利用者が具体的な利用方法(利用態様、数量、期間等)を入力することで事前に補償金額 の範囲を算出できるシステムを構築します。

(4) 著作権登録制度の運用

著作権に関する事実関係の公示や、著作権が移転した場合の取引の安全の確保などのた め、著作権法に基づく登録事務を行っています。

5 著作権教育の充実

著作権に関する意識や知識を身に付けることはますます重要となっており、現行の中学校 や高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱っています。

また、全国各地での講習会の開催や教材の作成・提供を行っています。講習会は、国民一 般、都道府県等著作権事務担当者、図書館等職員及び教職員を対象として毎年10数箇所で 開催しています。また、文化庁ウェブサイト*23を通じ、児童生徒や学生、一般等を対象と した著作権学習教材を提供するとともに、小学校、中学校、高等学校等にハローキティを使 用した著作権の普及啓発ポスターの送付を行いました。このほか、教材や講習会等の情報を 集約したポータルサイトを作成して、他の関係団体が作成する著作権学習教材等についても 周知を行う予定です。

6 国際的課題への対応

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物の国境を越えた新たな流通形態が生ま れ、我が国コンテンツの海外での侵害形態として、CD、DVD等いわゆる「パッケージ」の 海賊版に加え、インターネット上の著作権侵害が深刻な問題となっています。

このような現状に対応した適切な海賊版(違法複製物)対策と国際ルールの構築を積極的 に推進しています。

(1)海外における著作権侵害対策

アジア地域を中心に、我が国のゲームソフト、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一

^{*22} 参照: http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/index.html

^{*23} 参照: https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/

方で、これらを違法に複製した海賊版の製造・流通及びインターネット上の著作権侵害が、 放置することのできない深刻な問題となっています。海外における著作権保護の推進のため、政府間協議の場を通じた侵害発生国・地域への働きかけ、アジア・太平洋諸国の政府職 員等を対象とした研修、侵害発生国・地域における一般消費者を対象とした普及啓発活動等 の、著作権制度の整備、権利執行の強化、普及啓発に係る取組を実施しています。

(2) 国際的ルールづくりへの参画

国際的ルールづくりへの参画としては、現在WIPO*24(世界知的所有権機関)において放送機関に関する新条約の策定に向けた議論などが行われており、我が国は積極的に参画しています。また、令和2年11月に地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に署名し、3年1月1日に日英包括的経済連携協定(EPA)が発効するとともに、EPA交渉等においてアジア諸国を中心に著作権等関係条約の締結を働き掛けています。

第15章 宗教法人制度と宗務行政

■ 宗教法人制度の概要

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会などの大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万1,000の宗教団体が「宗教法人法」に基づく宗教法人となっています(図表 2-9-25)。

宗教法人法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由で自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営に委ねる一方で、その責任を明確にし、その公共性に配慮することを骨子としています。

2 宗務行政の推進

(1) 宗教法人の管理運営の推進

都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書の作成などを行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、「宗教年鑑」として発行するほか、宗教に関する資料の収集などを行っています。

(2) 不活動宗教法人対策の推進

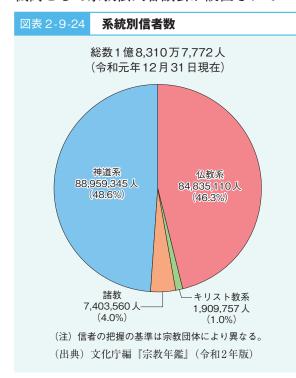
宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

このため、文化庁と都道府県は、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証によって、また、これらの方法で対応できない場合には、裁判所に解散命令の申立てを行うことによって、不活動宗教法人の整理を進めていま

す。

(3) 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性などに配慮するため、文部科学大臣の諮問 機関として宗教法人審議会が設置されています。



図表 2-9-25 宗教法人数

(令和元年12月31日現在)

所轄	系統		区分	包 括 宗教法人	単 位 宗教法人	合 計
文	神	道	系	123	89	212
部科	仏	教	系	156	321	477
文部科学大臣所轄	キリ	スト	教系	65	262	327
臣所	諸		教	26	93	119
轄		計		370	765	1,135
都	神	道	系	6	84,457	84,463
迫府	仏	教	系	11	76,649	76,660
県知	キリ	スト	教系	7	4,460	4,467
都道府県知事所轄	諸		教	1	14,102	14,103
轄		計		25	179,668	179,693
	合	Ē	†	395	180,433	180,828

- (注) 1 文部科学大臣所轄:複数の都道府県に境内建物を有す
 - る宗教法人や当該法人を包括する宗教法人 2 都道府県知事所轄:単一の都道府県内のみに境内建物 を有する宗教法人
 - 3 包括宗教法人:単位宗教法人を包括する教派、宗派、 教団等
- 4 単位宗教法人:礼拝施設を備える神社、寺院、教会等 (出典) 文化庁編『宗教年鑑』(令和2年版)



宗教年鑑など